平成29年第3回邑楽町議会定例会議事日程第2号

平成29年9月6日(水曜日) 午前10時開議 邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員(13名)

大 賀 孝 訓 議員 1番 黒 田 重 利 議員 2番 3番 瀬山 登 議員 4番 松島茂喜議員 5番 塩 井 早 苗 議員 6番 原 義 裕 議員 7番 松村 潤 議員 8番 神 谷 長 平 議員 9番 半 田 晴 議員 10番 坂 井 孝 次 議員 12番 田部井 健 二 議員 11番 大野貞夫議員

14番 小島幸典議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金	子	正	_	町			長
大	朏		_	副	H	Ţ	長
大	竹	喜亻	6 子	教	育	Ì	長
関		春	彦	総	務	課	長
横	山	淳	_	企	画	課	長
金	井	幸	男	税	務	課	長
阿	部	昌	弘	住	民	課	長
橋	本	圭	司	安全	全安	心調	是
橋	本	恵	子	健儿	康 福	祉 調	是是
久 保	! 田		裕	子と	どもま	を援制	果長
小	林		隆	農業事	業 振 豊 業 務	興調委員	長会長
森	戸	栄	<u> </u>	商	工振	興調	是是
松	崎	嘉	雄	都间	 市建	設調	是是
山	﨑	健 -	一郎	会兼	計管会計	ぎ 理 十 課	者長
中	繁	正	浩	学材	交教	育調	是是
半	田	康	幸	生油	厓 学	習調	長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 田部井
 春彦
 事務局長

 内田知栄
 書記

◎開議の宣告

○小島幸典議長 これより本日の会議を開きます。

〔午前10時03分 開議〕

◎一般質問

○小島幸典議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 大 賀 孝 訓 議 員

○小島幸典議長 2番、大賀孝訓議員。

[2番 大賀孝訓議員登壇]

○2番 大賀孝訓議員 議席番号2番、大賀孝訓です。どうぞよろしくお願いいたします。

今議会においては、決算議会ということで予算の決算が主な議会の議題になろうかと思いますけれども、なかなか予算も大変な状況でありまして、平成28年度の決算の状況を見ますと、総額で歳入総額が95億8,813万3,000円、歳出総額が91億5,795万5,000円ということになっております。その中でも歳入総額の中では、特に目を引くのが、町税については36億3,800万円ということです。わずか3分の1に満たないのが実質的な財源であります。特にその中でも、歳出に占める民生費の割合が24億8,453万6,000円ということで、非常に大きなウエートを占めておるというのがよくわかる決算内容となっております。

そういった中で、一般家庭でいきますと、入ってくるお金はもう限られてしまっていると。本年度の補正を見ましても、本年度の当初から今月の9月議会までの補正でいきますと、総額が88億7,900万円余りということでありますから、昨年度より随分減少をしているというのがわかろうかというふうに思っております。

さて、そこで、少ない予算をどうやって有効に活用していくかということでありますけれども、誰がどう考えても、入ってくるお金が少ないのであれば、出ていくお金を削減するしか方法がありません。特に国においても、来年度予算の概算要求額が約100兆円を突破するであろうということで新聞もマスコミも報じておりますけれども、やはりその中でも、国の直接財源は約3分の1程度になろうかと、入ってくるお金は少ない。企業業績があっても、企業の収入がこれからふえるという保証はありませんので、どうにもこうにもやりくりのしようがないというのが現状だと思われます。本町においても、どうやって財政削減に取り組むかというのが大きな課題になろうかというふうに思っております。

今まではバブルのころ、30年前ころから非常に箱物行政が活発になって、どの地方自治体でも、

国においてもそうですが、いろんな建物をつくってまいりました。景気がいいということに浮かれて、そこらじゅうの自治体でバブル景気に踊らされて30年、やっと今になって箱物行政はもうだめだと。国土交通省においても、社会インフラの維持管理費と社会インフラの長寿命化計画をもって、今ある既存のものをいかに長く使っていくかというふうな方向転換がなされております。

さて、今後本町といたしましても、いわゆる箱物行政からの脱却は目指していかなければなりません。この辺で、今本町では中央公民館の建設が一大事業として進められておりますが、あと半年ぐらいで完成をするであろうということで、今後箱物行政だけではありませんけれども、町長、この辺で今後の予定についてお考えがございましたらお聞かせ願いたい。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 現在建設中の中央公民館が完成いたしますと、この中央公園周辺全体の施設整備というのは終了いたしまして完成ということになります。町の教育施設、福祉施設についても、建て替え、あるいは耐震診断の補強工事が終了いたしておりまして、施設整備については一定の区切りがついたものというふうに私は考えております。

そうはいっても、築30年を超える建物ということも多いわけでもありまして、計画的な修繕が必要になってくるというふうに考えております。先ほどご質問の中にもありましたけれども、長寿命化計画に基づいた計画に従って今後進めていかなければならないだろうというふうに思っております。

そう言っても、邑楽町第六次総合計画に計画をされておりますいわゆる総合体育施設の建設推進 事業、それから町営住宅建設事業につきましては、これは計画的な事業執行に向けての調査は行っ ていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、現時点ではそのような考え方で 今後進めていきたいと、そのように思っております。

- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 ということで、やらなければならないものもあるということでございました けれども、当然必要最小限の箱物建設は必要になってこようかというふうに思っております。

特に町営住宅につきましては、大分老朽化も進んでおりますけれども、今後は高層化ですとか、 集約化が図られるのかというふうに思いますけれども、これについてもこの後に質問をしようと思 ったのですけれども、ある程度の受益者負担を設けなければならないであろうと。入ってくるお金 が少ないのでありますから、どうしてもそういうところで町民サービスの低下についてもやむを得 ない面も出てくるのではないかというふうに考えております。

さて、もう一つの問題で今町長も発言なされましたけれども、大分町の社会インフラが老朽化しておると。例えば町民体育館においても、昭和52年か昭和53年あたりだと思いますが、約40年近くが経過をしておる。邑楽中学校等の教育インフラにおいても40年以上が経過をしておるというふう

なことで、大分老朽化をしてまいりました。

そこで、既存の施設、設備の維持管理費の削減も必要かと思われます。当然維持管理費は出てくるわけですけれども、この削減についても今後どうしていくのかというふうなことでお聞きをしたいと思います。

というのは、大分社会情勢も変わってきまして、例えば電力料金の問題ですとか、あるいは照明 器具のLED化ですとか、いろいろと細かいところを積み上げていかないと、これをどう削減する かということについても、この部分を何億円切りますよということはなかなか言えないのです。少しずつ、少しずつ切っていかないと、ちりも積もれば山となるではないですけれども、細かい部分を少しずつ削減をしていくというふうなことを考えていかなければなりません。したがって、既存施設の維持管理費の削減、これについて町長はどのようにお考えになっておられますか。

○小島幸典議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

- ○金子正一町長 既存施設の経費削減ということでありますけれども、これは当然のことながら維持管理をしていく上で長寿命化を図っていくということになってくるわけでもあります。これについて具体的に申し上げますと、今ご質問の中にもありましたけれども、施設全体の部分については既に耐震診断と大規模改修等が学校関係では行われております。日常的な、いわゆる経常的な経費ということで申し上げますと、今ご質問の中にもありましたけれども、照明器具のLED化の問題、それから光熱水費の関係で申し上げれば、今町のほうでは電力需要ということについて、今まで東京電力ということでお願いしてきましたけれども、民間の電力業者がそういった供給をしているということがありまして、実は民間の電力業者との競争入札ということで、その費用については大変減額といいますか、削減を図っているという実態もあるわけでもあります。具体的にそういった光熱水費の問題等、そしていわゆる修繕が必要なものということについては、計画的に進めることによってこの維持管理の削減が少しでも図られるように努めていきたいと、こんなふうに思っております。
- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 今町長からお答えいただいたように、少しずつでもこういった経費削減を行っていくということでしたけれども、この辺で、副町長に質問いたします。各社会インフラの施設設備について新電力への変換、それから照明のLED化、あるいはエアコン等の省エネ機器の導入、こういったものはわかる範囲で結構ですが、どの程度進んでいらっしゃいますか。関係課長でも結構です。
- ○小島幸典議長 関口総務課長。

[関口春彦総務課長登壇]

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

新電力への切りかえにつきましては、50キロワット以上の高圧受電の施設が対象になります。なおかつ、電力の使用方法等が新電力に合ったものでないと効果が出ないということで、現在邑楽町の高圧受電をしている施設のうち、昨年まで18施設、今年度から新しくできました邑楽町立北保育園が追加になりまして、19施設で新電力からの受電を行っております。

LEDにつきましては、取りかえの経費が大きいということがありまして、基本的には大規模な 改造を行った場合、あとは新築の場合は基本的にLEDの照明を採用しております。

申しわけありませんが、現在の施設等についてはこちらのほうでは把握しておりません。 以上でございます。

- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 わかりました。

やっぱり大規模に電力を使うところということで、これらを率先して進めていかれるのかという ふうに思います。これからも、少しでも財政削減の積み重ねをしていかなければなりませんので、 積極的に行っていただければというふうに思っております。

先ほど社会インフラの長寿命化ということを申し上げましたけれども、この辺で計画がどの程度 まで策定されつつあるのかということで結構ですけれども、施設、道路、橋等は大分点検が済んで おるということですが、いわゆる施設関係の社会インフラの長寿命化の計画について、もしわかる 課長がいらっしゃいましたらお願いをいたします。

○小島幸典議長 関口総務課長。

[関口春彦総務課長登壇]

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

邑楽町においては、昨年度公共施設等総合管理計画を策定いたしました。これは、町全体の基本的な管理計画になりまして、それに基づきまして各部門ごとに個別の計画を策定することとなっております。

先ほど議員がおっしゃられたインフラ関係、道路、橋梁関係につきましては既に計画が策定済みですが、それ以外の箱物というのですか、建物に関しましては現在作成中ということで完成を見ている計画はございません。

以上でございます。

- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 ぜひこの辺の社会インフラ整備の計画、長寿命化の計画についても早目に対 策を立てていただければと思っております。

続きまして、やはり社会インフラの中でも教育、特に学校関係は学校、保育園、幼稚園、この辺の建物も非常に多く存在しておるわけですけれども、例えば中央公民館ができるということでは、 当初の計画では3館、目的外使用ということではないですけれども、名前を変更しておった公民館 が何館かございまして、これを1館に集約していくというふうな計画であったかと思っております。 そうしますと、なかなか今まであった既存の公民館の使用頻度も若干落ちるであろうと。あるいは、 使いにくくなってくるのかなという気もします。

そこで、教育長にお伺いをいたします。各学校では、学級数の変更に伴って空き教室がやはり多数存在していると思います。少人数教室に使っていますよとか、そういったことはわかるのですけれども、実質的に空き教室をうまく、公民館的な集会所ではないですけれども、これはちょっとした間仕切りを設けるなり、鍵をかけられるようにするなりして、廊下等に間仕切りを設ければ非常に経費も安く、各公民館的な使用も可能になるのではないかということが考えられます。この辺で教育長、空き教室の活用についてお考えがございましたらお聞かせください。

○小島幸典議長 大竹教育長。

[大竹喜代子教育長登壇]

○大竹喜代子教育長 お答えします。

文部科学省では、今後5年以内に普通教室として使用が見込まれない教室のことを余裕教室というふうに呼んでいます。いわゆる空き教室ですけれども、町内の小中学校においては何らかの形で活用されているということで、文部科学省の調査に対しては空き教室はないというふうに報告してあります。

その理由ですけれども、群馬県は少人数プロジェクトを実施しており、小学校1、2年生は30人学級、3、4年生は35人学級、昨年度から5年生は特配による35人学級、今年度からは特配による6年生も35人学級が見込まれています。また、算数とか数学などはクラスを2つに分けて少人数指導をしておりますので、かつてより比較して多くの教室が必然的に必要になっています。

また、本町では児童生徒、また保護者の悩みに対応する相談員を各学校に配置しておりますので、 相談室というのも必要になっておりますし、英語の教科化に向けて小学校英語活動教室を置いたり、 またPTAや教職員の会議等々に活用されている教室もありまして、普通教室といってもさまざま な形で今群馬県の少人数プロジェクトを受けて使っているというのが現状でございます。

町内児童生徒の数というのは、でも総数では年々減少しています。ですから、これから空き教室 の活用は考えていかなければならない課題だというふうには思っております。

そこで、問題になるのは、やはり管理が非常に難しくなっているという現状があります。

- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 私も教育現場にいた人間ですから、そういった答えが来るかなというのは予想はしておったとおりでございますが、ただ学校にはいろんな施設があるので、新しい建物を建てるようなことがあった場合には、学校の施設整備もこれからの財政削減の一環として使っていけるものはうまく管理をしながら使っていけばいいのかなというふうに思っております。

私は、もう空き教室をこんなふうに使っていますなんていうことはわかります。何だっていいの

です。机と椅子を置けば、学校の会議室にしましたよと言えば空き教室でなくなるわけですから、学校というのはそういうところなのです。案外閉鎖的なところがありまして、なかなかあいている 余裕教室なんかありませんよと言うためには、いろんな活用方法を考えてくるのです。くるのだけ れども、やはり教育長、ぜひそういった今活用策を考えているということでしたので、財政削減も あわせて学校の施設設備も有効に活用できるような方策をお願いしたいと思っております。これに ついては答えは結構です。

その中でも、財政削減について、もう一つ非常に大きなウエートを占めているのが、昨年度決算でもそうですけれども、民生費が24億8,453万6,000円と非常に大きなウエートを占めております。

また、本年度の補正予算についても、総額で88億7,900万円余りという年度当初予算に対して、 国民健康保険特別会計の予算が37億5,600万円余りということで、非常に大きなウエートを占めて おります。これらは、目に見えて切れるというものではないのです。ただ、財政削減という観点か ら考えると、この国保の予算というものはどこでどうやって切っていくかといっても、1年や2年 で切れるものではありません。削減できるものではありません。5年、10年という視野に立って、 少しずつ少しずつ削減していかなければならない。これにはいろんな方策があるはずです。

この間の、きのうですか、監査報告の中でも、保健センターがやっておるいろんな事業も報告を聞きました。さらに監査委員からも、町としてこの削減についてふえ続ける保険給付費の抑制につなげていくために目標を定めることが大切です。そして、目標に対して実績の検証及び目標の再設定を行いながら事業の達成度を高めていかなければならない。いろんな検診等も含め早期発見、早期治療に努めることが国保の削減につながるというふうな監査委員の意見もございましたけれども、どうしてもこれらについて減らす方向に進めないと、具体的にやっていかないと困るから。特に平成30年度からは、各自治体ではなくて群馬県全体での国民健康保険の広域化ということでなされる予定であるということはお聞きをしておりますが、具体的にはやはり使っているお金が大きい自治体はそれなりの負担金も大きくなるのであろうというふうに思っております。

したがいまして、私は前から何度か質問しておりますが、例えば町長も毎朝ラジオ体操を行っているということでしたけれども、ラジオ体操が健康保持に効果があるのであれば、CD等をいろんな各種団体、行政区等に配って活用できないものか。あるいは、中央公園にもできておりますけれども、簡単なジョギングコース、あるいはウオーキングコースをいろんなところに設定をして、これは新しく道路をつくれという意味ではありませんから、コースの設定、あるいは立て看板の設置等をして、細かな町民の健康保持のための施策があるのではないか。そういうことによって、1年、2年というスパンではなくて、もっと5年、10年というスパンで、これから国民健康保険への繰出金の削減に努めなければならないのではないかというふうに考えております。この辺について、町長いかがお考えですか。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 特に社会福祉費の中でのいわゆる医療費の問題が大きな課題として今出ているわけですけれども、それらを抑制するためにということになりますと、何といっても健康で、そして日々生活ができるというような状況をつくっていかなければならないのではないかというふうに思っております。

町のほうでも、実は健康予防も含めてですけれども、予防活動の重点として集団的な健診事業も行っております。しかしながら、この集団健診の受診率が大変50%を目指しているという状況はあるのですが、なかなかそこへ到達していないということで、担当のほうにもこの受診が低いという原因をやはり調査する必要があるのではないかという話もしているところでありますけれども、そういった状況が続いております。

また、その受診と集団健診とあわせて何よりも大切なのは、今議員が言われましたように食生活と、それから運動をかみ合わせた日常生活のスタイルということが継続的に行われることが必要だというふうに思っております。そういうことを考えたときに、やはりこれは継続をしていくということが何よりも大切でありまして、その継続を図っていくための指導ということも私は大切なことだというふうに思っております。

今中央公園の中で、ある方がそのウオーキングコースもつくっていただいておりまして、本当にわかりやすい、そしてその500メートルを何分で歩けばこれだけの効果がありますというようなことまで表示していただいている状況もあります。これは中央公園だけでなくて、これ平成17年ごろだと思いますけれども、邑楽町全域にもそういったハイキングコースといいますか、ウオーキングコースもつくられておりますので、担当のほうにも十分これらが活用できるような、そして継続をしてやっていくような方策に努めていくようにしたいと、このように思っております。

それから、これはこの9月議会の中で補正予算の議決をいただきましたけれども、今国民健康保険のほうと保健センターの保健師と協働して、いわゆる特定健診の結果ですとか、あるいは医療機関の受信データを活用した中での、いわゆるデータをもとにしたデータへルス計画を今進めております。したがって、これらのことの数値がつかめれば、把握できれば結果としてその医療費の削減に結びつけることができるのではないかということでありますので、いわゆる健康寿命の延伸ということを図るという意味合いからも、積極的にこれらを行うことによって財政削減に向けて取り組んでいきたいと、このように思っております。

- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 データヘルス計画、これも非常に大事な事業でございますので、引き続き強力に進めていただければと思っております。

保健センターも一生懸命やっておりまして、私も例えば自分のところも医者にかかると、ジェネ リック医薬品の通知が来たりですとか、非常にそういう努力はしているなということはわかるので すけれども、さらにこういったジェネリック医薬品の導入ですとか、健康管理の施策ですとか、これらを引き続き強力に進めていっていただきたいというふうに思っております。

さて、もう一つなのですが、これはなかなか今の問題は難しい問題で切るに切れませんけれども、 継続は力なりではないですけれども、長期的な取り組みをお願いをしたいと同時に、先ほど町長の ほうからも社会インフラ、特に箱物の関係で出ました体育施設の関係、あるいは町営住宅の関係、 これらについても、どうしても町民サービスという観点でいきますと、入ってくる収入が少なけれ ば出ていく収入を抑えるという観点では、こういった町民サービスの低下もこれからは考えられな ければならないのではないかというふうに思っております。

特に受益者負担の増加ということも当然考えられるわけであります。例えば今度は、本年度中には町有バスも売却をする方針であると。これらも町民サービスといった観点では、若干の後退を見ているわけです。これは仕方がないのでありまして、こういったことに関しても、例えば町営住宅の家賃の見直しであるとか、こういった受益者負担についても、これからは財政的に厳しくなるということを広くアピールして、町民に理解を求めていかなければならないというふうに思っております。

ただ、町長であるとか、我々議員であるとか、選挙の洗礼を受ける者としては、どうしてもこういった町民サービスの低下、受益者負担の増加ということは言いにくいのであります。おいしいことを言ってしまうのです。それもこれもやりますよとか、これも大事だから、そうですね、陳情を受ければ選挙の洗礼を受ける者としては、どうしてもそういうおいしいことを言ってしまうということもあります。

町長、この辺についてどうですか、少しそういったお考えについて何かございましたらお聞かせください。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 具体的なお話では、町有施設等についてのいわゆる受益者負担というような話がありましたが、そこに入っていくのかなというふうに思いますけれども、これは私も以前実費弁償という形での利用する方に費用負担をしていただくということは、それは必要だというふうに思っていますというお答えをした経緯もあります。

これは、今中央公民館を一つの例にとりますと、議員の皆さんが特別委員会を設置をして、その中でも施設等のいわゆる有料化といいますか、その方法について議論していただいております。それを受けて、町のほうでも関係する各課長のほうから一定の方向が今出されてきつつあるわけでもありますが、私は有料化といいますか、受益者負担ということは、利用している人、また利用をしていない人との公平感を保つということで考えていきますと、これからといいますか、そういった有料化に向けてのといいますか、受益者負担としての考え方というのは、私は町民の方にも理解を

いただけるのではないかなと、このように考えております。

- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 そうですね、ある程度の受益者負担はやむを得ないものかなというふうには 思いますけれども、ぜひ我々議員もいろんな陳情に対しておいしいことだけを言えるという時代で はなくなっているなという気がしておりますので、ぜひこういった町民サービスの低下がこれから は予想されるだろうということも含めてお考えいただければありがたいというふうに思っておりま す。

いずれにしましても、国の概算要求も今始まっているところだと思いますけれども、何年か前まで行われましたゼロシーリングが撤廃されて、今は国家予算も青天井の様子だということなのですが、ただそれにしても政府は、邑楽町等の地方自治体へのいわゆる交付金であるとか、補助金であるとか、これはかなりこれからも削減してくるであろうと。邑楽町は、昨年度の決算報告書を見ましても、総額で90億円以上あったわけですが、34億円ぐらいが実際の町税、そしてほかはほとんど県であるとか国の交付金、あるいは補助金頼りの町政が行われておるわけですので、これからはそういった交付金、補助金がかなり厳しくなってくるということを踏まえて、より一層の財政削減に取り組んでいく必要があるなという感想も申し上げます。

さて、そこで、もう一つの質問ですけれども、耐震も大分進んでまいったということでありますが、テレビ等の報道によりますと、1,000年に1度の天変地異の時代が今来ているのだと。例えば東日本大震災においても、貞観地震と貞観大津波ですが、これは平安時代ですから、ちょうど1,000年たっていると。もう1,000年たってしまったから、この間来たからもう来ないだろうという予想は立たないわけでして、例えば十和田湖の噴火であるとか、あるいは富士山の宝永の大噴火から300年たっているとか、あるいは関東大震災から100年以内にまた同じ地震が来ると言われつつ、もう100年近く経過をしているということで、いろんな天変地異が予想されます。

その中でも、利根川水域の氾濫の関係による新ハザードマップが、この間7月21日だったですか、7月中に発表されました。まだ渡良瀬水系のハザードマップは出ておりませんということでしたけれども、利根川の関係におきますと1,000年に1度の大水害が起こると、邑楽町も最大で2メートル、あるいは1メートルぐらいの浸水が予想されるというふうなことですけれども、これらの新しいハザードマップをごらんになって、町長、基本的な考え方をお聞かせください。

○小島幸典議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今のご質問は、ことしの7月20日の日に想定最大規模の洪水浸水想定区域図ということで国のほうから発表がありました。これを見ますと、その指定の前提となる、いわゆる気象災害の問題ですけれども、利根川の流域、それから渡良瀬川の流域ということでのこの3日間の降水総雨量の数値が示されてきました。

具体的に申し上げますと、利根川流域では八斗島上流流域の3日間、72時間の総雨量は491ミリと。それから、渡良瀬川の流域、これは高津戸上流域での総雨量は810ミリと。邑楽町に関係いたします矢場川流域、多々良川流域では944ミリというような、いわゆる1,000年に1度の想定ということになっています。

これを見ますと、この邑楽町は災害に、特に気象災害、自然災害について強いという地と言われておりますが、私は必ずしもそうではないと。この河川の流域においては床上浸水等も当然出てくることが予想されるのではないかなというふうに思っております。

それを考えると、やはり町としての考えとしては、そういったことがあった場合でも、いわゆる人命救助といいますか、それらを最優先に考えて、いわゆる逃げおくれのない町を目指して被害を最小限にするということが大切なことだというふうに思っておりますので、この国のほうから発表されたハザードマップをもととして今後は注意深く考えていかなければならないと、そのように思っております。

- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 邑楽町も必ずしも安全ではない。いざというときにはどういうふうなことに なるか、大変不安な面もあるということですが、それを聞いて安心をいたしました。やはり予防的 なことを早急に考えていかなければならない時代なのではないかなというふうに思っております。

もう一つ、そういったことを受けますと、1,000年に1度の大雨といっても、あした1,000年に1度が来るか、あさって1,000年に1度が来るかわからないわけであります。1,000年前の大規模な噴火、あるいは津波、地震等から1,000年たっているということで、日本列島全体が非常に不安定な状態になっているということですから、気象も含めて1,000年に1遍はあした来てもおかしくないという認識を私も持っております。

さて、そこで、そういったことに関して、河川改修等のハード面の進捗状況はどうなのか。あるいは、ソフト面で、町民への周知徹底はどのようになっておるのかというふうなことについて、副町長、もしくは担当課長がおりましたらお聞かせをいただきたい。

○小島幸典議長 松崎都市建設課長。

[松崎嘉雄都市建設課長登壇]

○松崎嘉雄都市建設課長 お答えをいたします。

町内の県が管理しております1級河川というのが6河川ございます。町内の河川の延長及び整備済みの延長、それから整備率につきましてはそれぞれ、孫兵衛川につきましては5,070メートル、整備済みが3,910メートル、整備率につきましては77%、続きまして多々良川につきましては6,300メートル、4,880メートル、77%、藤川につきましては4,380メートル、全て100%整備済み、また矢場川につきましても525メートルで100%整備済み、新堀川につきましては、こちらについては6,000メートルありますけれども、暫定的な整備でありまして、整備率については0%ということ

になっております。また、逆川につきましても暫定的な断面ということでございまして、町内で2,590メートルありますけれども、整備率につきましては0%というようなことになっております。

また、国が直轄管理をしております矢場川につきましては、100%暫定的には完成をしております。

以上でございます。

- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 失礼しました。一問一答でしたので、もう一つお聞かせいただければと思っております。

ソフト面として、今のような大災害が起こった場合の町民への周知徹底がどの程度進んでいるの かお聞かせ願いたい。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

[橋本圭司安全安心課長登壇]

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。

町では、平成26年3月にハザードマップを改定しまして、全戸配布して、町ホームページ等で公開し、周知をしております。

また、今回発表された洪水浸水想定区域図のデータをもとに新しいハザードマップを作成をいた します。

現在利根川上流のほうはデータをいただきましたが、渡良瀬川河川事務所については今後いただく予定となっております。今年度中に改定版を完成させて住民へ配布し、周知をする予定でございます。

以上でございます。

- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 そうですね、町のハザードマップを今インターネットで見ますと、平成26年 3月のものが掲示されておりますけれども、これを見てもなかなか細かいのがわかりにくいという ことで、前のように印刷されたものが配られておれば、大分各地区もわかりやすくなるのかなというふうに思いますので、ぜひその周知徹底をお願いしたい。

と同時に、いざというときのために今備蓄状況が、食料備蓄、あるいは毛布の備蓄、水ですとか、 こういった生活必需品等の備蓄が今どの程度進んでいるのかお聞きをしたいと思います。担当課長 で結構です。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

[橋本圭司安全安心課長登壇]

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。

平成27年度から5年計画で備蓄を進めております。現在の備蓄量は、計画備蓄量の4割という状

況であります。

具体的には、平成28年度末でアルファ米など食料品が8,767食、飲料水が2,892リットル、500ミリペットボトルに換算しまして5,784本分です。

また、毛布2,020枚、非常用トイレ4,500回分となっております。

また、災害時における飲料水や食料品などの生活物資の供給に関する協定を複数の事業者と締結をしていますので、優先的な購入を依頼する予定でおります。

以上でございます。

- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 4割程度の備蓄ということで、やや心もとない気もするのですが、予算の関係もあると思いますけれども、ぜひ毛布ですとか、こういった傷みのないものも余分に多くと。あるいは、水、食料についてもさらに備蓄を進めていただきたいというふうに思っております。

よく言われるのが、行政のほうでそういった備蓄をするだけでなく、各個人についても個々の責任において幾日か分の備蓄を進めてほしいというふうなことがあるわけですが、確かに食料、水については大変な状況になるかと思うので、ぜひこの辺も1週間程度の備蓄、あるいは食べ物の確保ということも各家庭に周知徹底をしていただいて、行政と個人と両方あわせて、いざというときの備蓄、備えにしていかなければならないというふうに思っております。ぜひよろしくお願いします。

次に、利根川、渡良瀬川水系が氾濫すると、2メートル程度水に浸る可能性があるということで したが、この備蓄倉庫については、全ての備蓄倉庫はこういったものに対応しておりますでしょう か、場所的なものです。この辺いかがでしょうか。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

〔橋本圭司安全安心課長登壇〕

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。

現在備蓄倉庫として配備をいたしておりますのは、この役場庁舎の裏側に1つ、それと町内の各小学校に4つ、それと産業研修会館、ヤングプラザの体育館の裏側に1カ所と、合計で6カ所ございます。

ほとんどのところでは、今回の想定では相当な浸水はないという状況なのですが、ただ中野東小学校については若干浸水する可能性があるということで、そういった場合については避難所を開設すると同時に、備蓄品を体育館内へ移動するなどして安全を確保していきたいというふうに考えております。

- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 そうですね、中野東小学校地区はちょっと低いものですから、一番最初に浸水するのではないかなというふうに思っております。ぜひよろしくお願いをいたします。

さて、これはこれからのことかと思いますけれども、ハザードマップは新しいのができて、その

ときの避難計画、これらについて基本的なお考えがあるかどうか、この辺もお聞きしたいと思って おります。担当課長で結構です。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

〔橋本圭司安全安心課長登壇〕

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。

町では、震度5弱の地震が発生したときや台風等の風水害時には初動体制を整えて、関係機関等からの情報を収集し、分析を行って警戒体制をとっております。

また、災害の発生のおそれがある場合、時期を逸することなく避難情報等を発令するため、平時から準備を進めております。

浸水時の避難については、早目に避難勧告や指示の発令を行うことが重要ですが、浸水の状況や 発令時間帯、特に台風接近時や夜間など、避難することによりリスクが高まる危険性があります。 住宅が2階以上ある場合、垂直的に避難をしていただくことも想定をしております。

また、避難行動の際特に重要なことは、住民が自分の住んでいる地域の特性を理解しておくことが必要です。テレビやラジオ、行政からの情報を収集し、自主的な判断で避難することで減災につながると思います。これを可能とするために、地域における防災訓練が効果的と考えております。

また、高齢者や障害者などの避難行動要支援者には、名簿登録することにより、自主防災組織や 民生委員・児童委員などの避難支援関係者から安否確認や避難行動の補助などの避難支援が受けられる制度も運用しております。有事の際に万全に行動できるような体制をつくっていきたいという ふうに思います。

- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 今聞いた限りでは、大分計画も立てられておるようですけれども、ただテレビ等のマスコミで見たり聞いたりすると、夜間の大雨に対しては広報放送がほとんど聞き取れないというのがどこの被災地でもあったようです。暗い状況、あるいは雨の音等がありますと、なかなかそういった避難指示の状況が伝わりにくいということもあるようですので、ぜひその辺のことも考慮に入れた避難計画を立案させていただければありがたいというふうに思っております。

また、前にこの辺でこういった防災についてお聞きしたところ、町長は隣接等、あるいは郡内等の市町村等とは協定を結んでおるということですが、邑楽町がこういった1,000年に1度の大災害に見舞われた場合には、当然近隣の市町村も機能を発揮することはできないであろう、あるいは邑楽町のために助けに来てくれるということは不可能に近いであろうというふうに考えております。

特に、例えば利根川水系であれば、利根川水系よりも離れた場所の自治体等と今後は救助、あるいは災害協定等を結んでおくことが必要かと思われます。

議会でも過日、昨年の11月に島根県邑南町というところに行きましたところ、邑南町の役場関係、議会関係は、邑楽町さんに何か災害があれば、何をおいても駆けつけますよというお話を伺って心

強く思った思いがございます。こういった遠距離でなくても、近隣あるいは近辺の近いところというよりも、少し災害から離れたようなところとの災害協定、あるいは救助協定、こういったものも結ぶ必要はあろうかと思いますが、邑南町も含めてその辺の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 遠隔地との災害協定ということのお尋ねですけれども、具体的に島根県邑南町の案 内もありましたけれども、今のところその災害協定ということについての、また応援協定について の具体的な進捗はありません。

しかし、邑南町の町長とも私何回か会う機会もあるものですから、そのような状況、いわゆる災害協定ということに限らず、今後も交流は続けていきたいなというふうな思いもありますので、姉妹都市的なといいますか、そういう幅広い分野での交流ができればよろしいのかなというふうに思っております。

これは、議員の皆さんが昨年いろいろお勉強されてきた中での思いもあるだろうと思いますし、 そういうことを踏まえて、これからも邑南町についてはいろいろ先駆的に取り組んでいる事業もありますので、そういうことも含め。

また、邑南町に限らず、これからはこの災害については、隣接あるいは遠隔地とのそういった交流は大切なことだというふうに思っておりますので、群馬県町村会の中でもそういう議論もされている経緯もありますので、今後そういったことも含めていろいろ前に行けるような考え方で進んでいきたいというふうに思います。

- ○小島幸典議長 大賀孝訓議員。
- ○2番 大賀孝訓議員 いずれにしましても、災害については1,000年に1度と言われて、何か自分 らが生きているうちは来ないような気もするかと思いますが、あしたが1,000年かもしれない、そ ういったことをよく肝に銘じながら、私も今後生活をしていきたいと思いますし、町においてもそ ういった大規模災害への備えを十分にしていただきたいというふうに思っております。

以上で一般質問を終了いたします。

○小島幸典議長 暫時休憩いたします。

[午前11時03分 休憩]

○小島幸典議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時15分 再開〕

◇ 松 村 潤 議 員

○小島幸典議長 7番、松村潤議員。

〔7番 松村 潤議員登壇〕

○7番 松村 潤議員 議席番号7番、松村潤です。通告に従いまして、空き家対策につきまして質問いたします。

空き家がふえ続け、大きな社会問題となっております。管理が不十分な空き家は、景観の悪化だけではなく、ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火や地震による倒壊など、地域住民に及ぼす影響は少なくありません。そうした中、平成27年5月防災や衛生面で地域に深刻な影響を及ぼす空き家問題の解消に向け、空家対策特別措置法が全面施行されました。この特措法の全面施行により、市町村は倒壊などの危険がある、衛生上著しく有害、景観を著しく損なっている、周辺の生活環境に悪影響を与えているなど、いずれかに該当する空き家を特定空き家と認定し、立入検査や所有者に対して解体や修繕などの指導、勧告、命令が可能となりました。私は、この空き家対策として、予防と利活用、そして撤去の3つの視点からアプローチ、対応が重要であると、このように思っております。そういったところで、この法整備によりまして、今後行政としてあらゆる角度から特措法を活用し、空き家対策等を一歩でも二歩でも進めていただきたいと、こういう思いを、願いを込めて質問いたします。

まず初めに、空き家対策の現状ですけれども、平成28年度に空き家の実態調査をされたということでありますが、その結果町内の空き家として把握されている戸数は何件で、その割合はどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

[橋本圭司安全安心課長登壇]

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。

生活環境委員にお願いをし実施した空き家実態調査の結果は、空き家の件数299件でございました。現在までに2件が撤去され、297件となっております。

このうち管理されていない空き家は75件で、これを状態別に見ますと、保安上危険28件、衛生上有害24件、景観の阻害15件、その他8件となっております。

以上です。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 空き家の実態調査については、行政区の区長をはじめ、関係する多くの方に ご尽力いただいて行われたと、こういうことも聞いておりますけれども、大変ありがたい、このように思っております。

今の答弁ですと、実態調査の結果は、現在まで空き家が297件で、そのうち管理されていないものが75件ということですけれども、いただいた資料によりますと、邑楽町の住宅総数が1万530戸ということで、住宅総数に占める空き家率というのは計算しますと2.8%になるのかなと、このよ

うになると思うのですけれども、そこで空き家の実態が把握できたとしても、所有者が特定できない、あるいは連絡がとれないものもあると思うのです。また、連絡をしても対応していただけないような、そういう場合もあるのかなと、このように思いますけれども、そのような場合どのような対策を講じているのか、お伺いいたします。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

[橋本圭司安全安心課長登壇]

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条の規定によりまして、町が保有している固定資産税の情報を内部利用できることになっており、この情報をもとに所有者、納税義務者等を特定をいたしました。今回の件につきましては、全て判明をいたしております。

また、今後所有者を特定できない状況も考えられますので、先進自治体等の情報を収集することにより対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 特措法の第10条第1項の規定は、空き家の所有者を特定できる情報として大変有効であると、このように理解しておりますので、ぜひ進めていただきたいと、このように思っております。

それから、特定空き家についてですけれども、特措法では倒壊のおそれや衛生上の問題、先ほど も申し上げましたけれども、そういった問題のある、こういう空き家等は特定空き家という位置づ けがされておりますけれども、この特定空き家の判断は誰が行うのか、お伺いいたします。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

[橋本圭司安全安心課長登壇]

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。

特措法では、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織 することができることになっております。特定空き家の認定については、この協議会で判断してい ただくことになると思います。

現状では、条例等の整備、また対策計画も整備されておりませんので、空き家対策を進めるに当たってはこれらを整備する必要があると考えております。

以上です。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 特定空き家の認定は、特措法に定められている協議会を設置して、その協議会において判断するということだと思うのですけれども、そういった協議会の設定はこれからだと思うのですけれども、倒壊の勧告を受けるであろうその特定空き家の戸数は現在どのくらいあるの

か、お伺いいたします。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

〔橋本圭司安全安心課長登壇〕

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。

実態調査では、管理されていない空き家は75件ありますが、現状では特定空き家の認定作業ができていないために実数は把握できておりません。

特措法では、特定空き家等を次のいずれかの状態にあるものと規定しております。まず、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、次が、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、次に、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、最後に、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、この4つの区分になっております。

国土交通省のガイドラインでは、建物の状態についても詳細な基準を設けております。

また、定量的な基準により一律に判断するのではなく、特定空き家等に対する処置を講ずるか否かは、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か、及び悪影響の程度と 危険等の切迫性を勘案して総合的に判断すべきものとされております。

以上です。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 今のご答弁ですと、現状では特定空き家の認定作業ができていないということで、実数は把握されていないということですけれども、特定空き家と判断された場合、倒壊になる空き家をそのまま放っておくわけにはいかないと思うのです。

特措法では、町が助言、その指導、勧告、命令することができるわけでありますよね。それに従わない場合は、行政代執行などの措置が認められております。この特定空き家と判断された家屋、高崎市では平成28年4月に、またことしの5月ですか、下仁田町が行政代執行により取り壊しをいたしました。県内では2件代執行が行われたわけでありますが、本町では危険な倒壊のおそれのある特定空き家等を代執行することについてはどのように考えておられますか、お伺いいたします。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

〔橋本圭司安全安心課長登壇〕

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。

基本的には、空き家については所有者の責務が最優先されますけれども、特定空き家に認定されて、なおかつ所有者が特定できない場合などは、行政代執行の措置をとることになると思います。 以上です。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 老朽化した空き家は行政代執行するということで理解いたしました。

この老朽化した危険な状態になっている空き家が放置されているのは、幾つかの原因があると思います。1つは、その老朽化した空き家の撤去には多額の費用がかかるということです。最近では、解体費用の一部を補助する制度を設けている自治体もあります。例えば桐生市では、空き家を改修して、住む場合は最大で70万円、解体工事に最大50万円を支給しています。

こう考えますと、一定の補助をすることによって空き家の解体、あるいは撤去を進める後押しとして有効ではないかなと、このように考えるわけですけれども、この空き家の撤去促進につながると思いますけれども、本町においてはこの空き家の解体、撤去に対する補助制度を創設してはどうかなと、このように思っておりますけれども、本町のお考えをお聞きいたします。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

[橋本圭司安全安心課長登壇]

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。

多くの自治体では、補助要綱を定めて利活用や撤去費用の補助を実施しております。本町においても、空き家対策を進める上では、条例や規則等の整備及び対策計画で対応を明らかにする必要があります。予算の確保も課題でありますが、時限的な補助要綱の整備によって効果的に空き家対策を推進できるよう、町として実施可能な内容を検討していきたいと考えております。

なお、安中市においても、最近のことでありますが、空き家除却への補助制度を開始するというような報道もありました。ちなみに、3分の1が限度で20万円、30件分を今年度は予定しているというようなお話であります。

以上です。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 予算の関係はありますけれども、町として実施可能な内容を検討すると、非常に前向きなご答弁をいただきました。ありがとうございます。

それから、空き家をそのままにしておくもう一つの理由というのは、もちろん建物の撤去に費用がかかるということの上に、さらに空き家を解体して更地にする。更地にしますと、固定資産税の軽減措置が受けられなくなってしまうということです。住宅用地の特例では、200平方メートルまでは評価が6分の1に、また200平方メートルを超える分については3分の1になるということでありますけれども、更地にすることによって固定資産税の負担が3倍、6倍となってしまうということで、そこがネックになっていて、なかなか解体するのについてはちゅうちょしています。そういったことがあるのかなと、このように思っております。

そういうことで、空き家の所有者の経済的な理由から、空き家にして放置せざるを得ない、そういう方も多いのかなと、こういうふうに思っておりますので、この特別措置法の第15条でこういうふうに言っているわけです。「国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する

補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする」と定めておりますが、この空き家の所有者が空き家を解体することによって、この固定資産税の税制上の不利益をなくす支援策を検討していただけないか、この点についてお伺いいたします。

○小島幸典議長 金井税務課長。

[金井幸男税務課長登壇]

○金井幸男税務課長 お答えいたします。

現在住宅用地に対する固定資産税の特例措置については、住宅用地の面積が200平方メートル以下の部分は小規模住宅用地として課税標準額を6分の1に、200平方メートルを超える部分は一般住宅用地として課税標準額を3分の1に軽減することになっております。ただし、家屋の床面積の10倍までが限度となっております。

この固定資産税における住宅用地の特例措置は、昭和48年度から宅地化を促進するため税負担の 軽減を目的に始まった制度でございます。

そして、平成26年11月には、空き家の全国的な増加が懸念される中、管理不全の空き家の除却、 適正管理を推進し、市町村による空き家対策を支援する観点から特別措置法が制定されました。そ の後平成27年度の税制改正において、住宅用地の特例措置が特定空き家等の除却を阻害し、課税本 来の目的、趣旨から外れているとの批判があったことから、特別措置法の規定により勧告の対象と なった特定空き家等に係る土地については、特例措置の対象から除外することとなったわけです。

そこで、議員がご質問で言われたような新たな軽減措置を講じたような場合は、軽減期間における適正な維持管理への懸念、未利用地の増加、土地利用促進の阻害などの弊害を伴うこと等が考えられます。そうしたことから、地方税法や特別措置法の趣旨や経緯を考えますと、新たな軽減措置を講じることについては慎重にならざるを得ないと思われます。

以上でございます。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 危険な空き家と指定されれば固定資産税等の軽減措置の適用対象から除外すると、そういうことになっているわけでありますが、そうなりますと勧告の対象になった空き家の所有者からすれば、非常に大変経済的な負担がかかってくるということであります。経済的に大変になってくるということで、ですから私は特定空き家の危険な空き家の取り壊し、あるいは促進するためには助成制度、また税制上の優遇制度が必要であると、こういうふうに考えております。

特措法の第15条の第2項に定める必要な税制上の措置とありますけれども、この税制上の措置とは具体的にどのようなことかお伺いいたします。

○小島幸典議長 金井税務課長。

[金井幸男税務課長登壇]

○金井幸男税務課長 お答えいたします。

空き家の発生を抑制するための特例制度が、平成28年度における税制改正において創設されております。

制度概要を申し上げますと、「相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する」というものでございます。この制度を利用するためには、確定申告が必須条件となっており、事前に適用要件や添付書類の確認が必要でございます。

町では、こうした制度を有効に活用することで、少しでも特定空き家等の所有者等を減らしたいと考えております。今後広報おうら等を活用し、制度の周知を図ってまいりたいと思っております。 以上でございます。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 ありがとうございます。

いろんな手続が必要でありますけれども、空き家についてはそういった形で税制の免除があるということがわかりまして、そういった意味では、こういったそのことを今言ったとおり広報等に掲載していただきまして、早く撤去へ誘導する、そういった働きをしていただくことを要望いたします。

それから、次に進みまして、今までの質問は空き家対策の撤去という視点からお尋ねをいたしま した。次に、空き家対策として予防と、それから利活用の視点から、空き家の有効活用に対する取 り組みについてお尋ねをいたします。

空き家の利活用については、特措法第13条には、「市町村は、空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする」との規定がございます。邑楽町の空き家のうち、先ほどご答弁いただいたわけですけれども、空き家が297件、管理されていないのが75件ということで、率にしますと25%が倒壊の危険がある空き家ということになると思うのですけれども、残りの75%は十分住居として、あるいは中古住宅として利用価値があると、そういう物件ではないかなと、こういうふうに思っておりますけれども、そういった使える空き家を利活用することは極めて重要でありますので、利活用することに重点を置いた施策を進めていかなければならないと、このように思いますけれども、本町においてはどのように検討されているのかお伺いいたします。

○小島幸典議長 松崎都市建設課長。

[松崎嘉雄都市建設課長登壇]

○松崎嘉雄都市建設課長 お答えをいたします。

空き家等というのは個人の財産であり、所有者が適切に維持管理するべきものではあります。しかし、放置された空き家等、危険性や周囲へ及ぼす悪影響などを認識していない所有者等もおりま

す。適切な管理が行われていないという場合はあります。このために所有者等にこうした空き家等 の問題を意識していただいて、適切な維持管理の重要性を十分に理解してもらうことが、まずは重 要ということになります。

なお、これまで取り組んでいる市町村ということになりますと、空き家等及び空き家等の跡地の活用の促進について、次のような施策というものを実施をしております。空き家等及び除却した家屋等にかかわる跡地についての情報の提供、それから危険な空き家の所有者等に当該空き家の解体費用の補助を行って、それから空き家等の跡地の有効な活用というのを促進をしている。また、空き家を利活用して定住する方を対象にした空き家改修費の一部の助成などを行っているというような現状がございます。今後空き家の全体像を把握しながら検討するような必要があるというふうに思います。

また、地震対策等を支援するために、耐震診断者の派遣を行っております。耐震改修には補助金を交付する木造住宅耐震改修補助事業というのがございます。これによりまして住宅ストックの良質化を図りたいということも考えております。こうした施策によりまして、住宅ストックが流行化をすることによりまして、既存の住宅に長く住んでもらうことが期待でき、空き家等の発生を予防することにもつながるというふうに考えております。

以上でございます。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 木造住宅耐震改修補助事業で、既存住宅に長く住んでもらうことで空き家等 の発生を予防すると、こういう答弁であったわけですけれども、それも一つの利活用だと思っていますけれども、さらにといいますか、そこで私は空き家の発生、防止、あるいは予防する施策として空き家バンク、それを提案したいと思います。この空き家バンクというのは、町内に点在する空き家を地域の資源、あるいは町づくりの資源として捉えて、空き家情報をインターネットで公開し、借り手を募ることであります。

移住促進のための取り組みをホームページに記載している市町村は、全国で870の自治体が行っております。今や移住促進施策を行っていない自治体のほうが、全国的に見て少ないと言われております。

8月22日の新聞報道ですが、過疎地域に指定された797市町村のうち11.7%に当たる93市町村が2010年から2015年までの5年間で転入者が転出者を上回る社会増を達成したと、民間の専門家でつくる持続可能な地域社会総合研究所が発表したと、こういう記事が載っておりました。

内容、どういうふうにふえたかといいますと、30代女性を中心とした現役世代の都市部からの移住がふえたと。その移住の背景には、地方での生活に対する意識の変化、それと自治体側の熱心な移住、定住促進策があったということであります。

結果を公表した研究所は、人口を安定させる条件は、子供人口の維持や高齢化率の低下を挙げて

います。つまり子供を産み育てる現役世代の定住が鍵を握ると、こういうことであります。このように言っているわけでありますけれども、邑楽町の人口ビジョン・総合戦略の基本目標、邑楽町への新しい人の流れをつくるという中に、おうら移住・定住プロジェクトということで、人口増加につながる移住、定住を促進するため、住まいに関する情報提供や助成制度の創設、空き家の有効利用、支援団体の設立などにより安心して移住、定住できる仕組みを構築しますと基本目標が示されております。

この基本目標を一歩でも進めていくためには、2年前のデータですけれども、今空き家バンクは全国で市町村の4割に当たる685の自治体で実施しております。県内においても4市4町3村が実施しておるわけでありまして、空き家の購入や賃貸を希望する方々に情報を提供することで定住促進や人口減少の抑制にも効果がある。この空き家バンク制度の取り組みを本町においても行ってはどうかと、このように思っておりますけれども、その辺のところをお聞きいたします。

○小島幸典議長 松崎都市建設課長。

〔松崎嘉雄都市建設課長登壇〕

○松崎嘉雄都市建設課長 お答えをいたします。

空き家バンク制度につきましては、先ほどおっしゃられたとおり現在県内の状況を見ますと、移住、定住に適した空き家、空き地等の情報提供を行っている自治体というのは35市町村中4市、4市というのは桐生市、藤岡市、富岡市、みどり市、それから4町は神流町、下仁田町、長野原町、みなかみ町、それから3村、南牧村、片品村、昭和村ということで、合計では11市町村ということで制定をされております。

本町におきましては、現在のところの創設というのは今現在は考えておりませんけれども、今後 本町においても少子高齢化、核家族化がさらに進行すると考えられます。空き家の数というのは増加の一途をたどるというふうに思われます。

今後県内の事例、あるいは状況把握に努めていき、参考にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 今現在空き家バンク制度の創設は考えていないということですけれども、人口減少、あるいはまた核家族化が進んでいることは確かなわけですけれども、そういったことで親世代の空き家を引き継がないということで、空き家の予備軍は今後着実にますますふえていくことが予想されています。

今国の動きといたしまして、国土交通省では空き家、空き地の所有者と利用希望者をインターネット上でマッチングさせる自治体運営の空き家、空き地バンクを集約して全国版のサイトを立ち上げる動きがあります。これは、ホームページ上で物件の写真や簡単な情報をわかりやすく公開して、

そして空き家が欲しいという利用希望者が実際に現地を確認した場合や、それからより詳しい情報 を得たいという場合は物件のある自治体に問い合わせをする、そういう仕組みであります。

本町においても、今まで空き家に関する問い合わせがあったのではないかなと、こういうふうに思っておりますが、行政がかかわることで利用希望者、空き家が欲しいと、手ごろなものが欲しいと、そういう希望者というのは多いと思うのです。なかなか離れた土地を見つけようと思ってもなかなか難しい。でも、そこに行政がかかわることで、安心して条件に見合った入居先を見つけ出すことができる、見つけやすくなるのではないかなと、このように私は思っております。

希望する物件を見つけやすくするこの空き家バンク制度の設定、私は必要だと、このように考えておりますけれども、もう一度伺います。

○小島幸典議長 松崎都市建設課長。

[松崎嘉雄都市建設課長登壇]

○松崎嘉雄都市建設課長 お答えをいたします。

全国的には、先ほどおっしゃられたとおり、市町村で空き家物件を登録をして、希望者に紹介する空き家バンクという制度を取り入れている自治体というのが数多くございます。

また、ある市では不動産業者が多く所在していることから、各不動産業者が多くの空き家情報を保有して、その空き家情報を市に集約をして希望者に提供したり、不動産業者に提供することによりまして、迅速かつ活発な市場流通を促進する事業の実施をしておるというような事例もございます。さまざまな事例を参考にしながら、空き家バンク制度の必要性について今後は検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 使える空き家は利用していく。そして、管理不全な空き家はふやさないよう にしていく。これは、そうすることによって町の魅力を下げないことにもつながりますので、ぜひ とも空き家バンク制度の導入への積極的な取り組みを期待をし、要望といたします。

それから、次に、空き家の相談、あるいは管理業務についてお尋ねをいたします。

空き家の問題は、さまざまな相談があると考えられますが、例えば空き家の所有者の中には、遠隔地に住んでいるなど、空き家の維持管理をどうやって管理していいのか、どこに相談していいのかわからないで悩んでいる人も少なくないと思います。

そういった空き家の所有者の方から、定期的な草刈りだとか、あるいは家のメンテナンスだとか、 そのような相談を受けられる相談窓口や管理を任せられる業者とのネットワークを組む体制づくり が必要だと、このように考えておりますが、その辺のところ、町としての考えをお聞かせください。

○小島幸典議長 松崎都市建設課長。

[松崎嘉雄都市建設課長登壇]

○松崎嘉雄都市建設課長 お答えをいたします。

これまで町では、空き家の数等は安全安心課のほうで調査をしてまいりました。空き家等の問題 につきましては、倒壊や建築部材の飛散のおそれがあるなど危険性のほか、衛生や景観、生活環境 など多くの問題が複雑に絡み合っていることから、町関係課が連携をして対応する必要がございま す。

しかし、多岐にわたる関係課が連携して対応する体制には、町民にとっては問題事の相談先がわかりにくいなどの課題もあるため、町民にとってわかりやすい相談体制を築くことが求められております。

1つの課が最初の窓口となってワンストップ化を図り、問題点などを整理しながら関係各課に伝える体制を構築し、町民サービスと業務の効率化の向上を同時に進める必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 そうですね、ワンストップで相談できる担当課を決めていただいて、関係各 課での連携をし、対応できる体制を構築していただくことをお願いいたします。

最後の質問になりますが、空き家条例の制定についてお尋ねをいたします。現在全国で400を超える自治体が空き家の適正管理を進める条例を制定し、対策に乗り出しているわけですけれども、この空き家条例の制定について2年前の議会でも質問させていただきましたが、そのときの答弁では、条例化につきましては今後十分な空き家の実態調査、あるいは検討を行いながら、条例化に向けて進めていかなければならないというふうに思っておりますと、このように答弁をいただきました。いつごろ条例の制定がなされるのか、お伺いいたします。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

[橋本圭司安全安心課長登壇]

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。

実態調査につきましては、安全安心課で実施をいたしました。空き家対策については、現在処務 規則等に明記されていない状況です。中心となる課の設定も必要と考えます。

現状では、建物や住宅等は都市建設課、それから火災、防犯、ごみ、衛生害虫等については安全 安心課、固定資産については税務課ということで担当部署になっております。

また、道路側への樹木の繁茂などは都市建設課及び安全安心課、隣地側への樹木の繁茂などについては安全安心課、それから農地等からの樹木の繁茂については農業振興課と安全安心課で連携をとって進めているという状況でございます。

安全安心課では、住民から寄せられる相談に対して、生活環境を保全するという立場で所有者に 適正管理のお願いをしているのが現状でございます。空き家に関する業務は多岐にわたるため、庁 内関係部局の連携を構築する必要があると考えます。

空き家等問題の早期解消には、対策計画の策定や条例等の整備が必要であると考えております。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 ただいま空き家対策計画の策定や条例の整備が必要であると答弁いただきましたが、放置空き家、先ほどもご案内をさせていただきましたけれども、町の魅力、それから価値を下げる要因になりますので、放置されないための法的規制、特措法の第4条に、「市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする」と、このように規定されております。

この特措法第4条の適切な運用を図るためにも、町として空き家に関する条例や規則の制定が私 は必要だと考えますけれども、当局のお考えをもう一度お聞かせください。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

〔橋本圭司安全安心課長登壇〕

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。

現在群馬県内で空き家対策に関する条例を策定している自治体は、35市町村中5市3町、前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、下仁田町、中之条町、それと大泉町となっております。

現在町には、邑楽町安全安心まちづくり推進条例がありますが、今後地域特性を踏まえて、地域の実情に応じた条例策定が必要であるかの検討をしていきたいというふうに考えております。 以上です。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 条例制定が必要であるか検討していきたいということでありますけれども、最後に町長にお聞きしますけれども、空き家問題というのは、やはり空き家がふえることも問題でありますけれども、空き家がそのまま放置されている、解消されないことが私は問題であると、このように思っておりますけれども、条例は何かの具体的な目的を達成するために制定するというものであると私は認識しておりますけれども、国が法整備をし、自治体に権限を移譲してきたこのときに、この条例の制定をしていくべきだと、このように考えております。

繰り返しになりますけれども、法律を超える条例はつくれないことになっておりますけれども、この第1条から第16条から成る特別措置法は大きなくくりであるのではないかなと、このように思いますので、この特措法の適切な運用を図るためには、町独自の邑楽町ならではの条例の制定が必要ではないかなと、このように考えておりますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 この空家等対策の推進に関する特別措置法については、平成27年2月に施行された

ということのようでありますけれども、それを受けて国のほうは国土交通省が中心となって行っていると。町にとっては、今まで関係する課長がお答えをしたとおり、その関係する課そのものが多岐にわたっている状況でもあります。したがって、いろいろ議員のほうから空き家についての有効活用や、そして撤去の問題、税の問題等いろいろお伺いする中では、やはりこれからの条例化ということについては、いわゆる空き家等に関する対策の実施体制を整えることが、まず一番でもありますから、その上に立って、今まで言われました必要な計画策定を十分踏まえた中で条例整備を検討していくということは大切だというふうに思っておりますので、今後ご質問の趣旨を十分理解した上で関係課と協議した中で検討を進めていきたいと、このように思っております。

- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 今町長の答弁ですと、条例化を考えていくということで理解してよろしいでしょうか。
- ○小島幸典議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

- ○金子正一町長 関係課と十分協議をした上で、条例化に向けて進めていくということでご理解いた だいて結構だと思います。
- ○小島幸典議長 松村潤議員。
- ○7番 松村 潤議員 ありがとうございます。

本当に最後のこの条例化というのが非常に私は大事かなと。また、先ほどの固定資産税、これも 大事なことかなと思っていましたので、一応満足な答えをいただけたのかなと、こういうふうに思 っております。

空き家は、全国的にですけれども、今は8件に1件が空き家ということであります。これからも ふえる可能性というのは十分ありますので、空き家の利活用は欠かすことができないということで ありまして、空き家を地域の資源の一つとして捉えて、しっかりと取り組んで地域の活性化、ある いは安全安心な町づくりを進めてもらいたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○小島幸典議長 暫時休憩いたします。

〔午後 零時09分 休憩〕

○小島幸典議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

◇松島茂喜議員

○小島幸典議長 4番、松島茂喜議員。

- 57 -

〔4番 松島茂喜議員登壇〕

○4番 松島茂喜議員 皆さん、こんにちは。先日廊下でちょっと教育長とちょうどすれ違いまして、 私のほうから通告に書けないものですから、教育長の勝負服は何色ですかと私のほうからちょっと お聞きをいたしました。失礼を承知だったわけですけれども、もう即答で純白ですということでお 答えをいただきました。ぜひ私が今度登壇する際には、その勝負服を着てきてほしいと、そういっ たお願いをしてあったわけでございますけれども、何とその願いをこうばしっとかなえていただき ました。非常に私はうれしい気持ちなのですが、きょうはこれから何点か教育長にも質問させてい ただきますけれども、ぜひともそのお願いと同じように、私の質問の中で要望等ありましたら実現 をしていただきたいというふうに思っております。

やわらかく始めますが、今回は防災計画についてということで質問させていただきますが、この問題は昨年12月の議会で一度私行っております。その中で、炊き出し場所の指定ですとか避難所のことですとか、何点かお聞きをした経過があります。そして、防災会議を開く必要があるだろうということで町長にお伺いをしたところ、早急に関係機関と協議をし、開くよう努めるというようなご答弁をいただきました。それから、きょうで約9カ月、10カ月がたつわけでございますけれども、その防災会議ですが、いつごろ開かれて協議がされることになるのか。

また、見直しを行うという話でございましたけれども、その点については次にまた聞きますが、 とりあえずは開催日時について、予定がありましたら教えていただきたいと思います。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

[橋本圭司安全安心課長登壇]

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。 本年9月22日の金曜日、午後2時から邑楽町役場3階大会議室で開催をいたします。

以上です。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 まさにタイムリーという言葉以外に私は見つからないのですが、今月の22日 となりますと、きょうが6日ですね、ですからわずか2週間ちょっとということでございます。

この防災会議を開くに当たっては、当然その開く目的、そういったものが私はあると思うのですけれども、見直しも含めてというお話をいただいておりますが、具体的にどんな点の見直しをされるのか、それまたその前の段階でどういった経緯で、経過を踏んでこの防災会議が開催される運びとなったのか、その辺についてお伺いいたします。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

〔橋本圭司安全安心課長登壇〕

○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。

まず、開催に至るまでの経緯、経過ですけれども、国の避難勧告等に関するガイドラインの改正、

それから群馬東部水道企業団設立に伴う災害対策本部組織の見直し、現計画に反映できていない雪害への対応、避難判断水位の見直し、また国、県及び関係防災機関の考えを反映し、整合性を図る必要があったため、平成29年度予算、当初予算ですが、この編成において所要の予算化を行って準備を進めてまいりました。そして、段階を踏みまして9月22日に防災会議を開催するということに至りました。

また、見直しの中身についてですが、修正素案を各委員にお配りをしております。それに対して、 今回答を受け付けておりますが、6月に委員の報告を受けまして、7月に修正素案をお送りしました。そして、意見照会といいますか、報告をいただいているところでございます。現在防災会議で協議していただく修正案を作成しているという段階にあります。

修正素案の段階ですけれども、主な修正内容につきましては、避難情報の改正に伴う発令内容の変更、これは3段階に分かれますが、避難準備、高齢者避難開始、それと避難勧告、これは従前と変わりません。それと、避難指示(緊急)と、この3段階の発令を見直すということです。

それから、雪害予防対策を追加いたしました。

それと、群馬東部水道企業団設立に伴う企業団をライフライン事業者に追加して、災害対策本部 の組織の一部を変更すると。

それから、矢場川、多々良川等の氾濫注意水位の変更。

それから、車中泊者への対応の追加。

また、震災対策編では、国の基準に合わせて初期動員の震度の変更をいたしました。

また、防災関係機関の名称など、制度改正及び上位計画との整合性を図るための変更を予定しております。

以上です。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 今課長の答弁をお伺いしたところでは、国のそういったガイドラインが変更されたがために必然的に変更を余儀なくされた部分がほとんどかなと。それと、水道、上水の部分が東部水道企業団のほうに移行されたということで、その変更。そんなには、目立った町内での変更というのは余りないのかなというような、聞いていて私は思ったのですが、前回昨年の12月に私も質問させていただいたことを先ほど申し上げましたが、その中で炊き出し場所の指定となっている給食センターがあるということ。しかし、そこに炊き出し施設がないので、そこを削除、3,000食削除していただいて、その分を補っていただくような方向でというお話をした経過がありました。

しかし、その後、御飯が炊けるのではないかということで、給食センターのほうで炊飯試験を行ったという経過がありました。私も同行させていただいて、現場を上からでしたけれども、拝見をさせていただきましたが、立派においしく御飯が炊けました。教育長も非常においしそうに食べていらっしゃいましたし、これはやはり災害のときにもし非常用電源でもあれば、しっかりとそうい

った炊き出し場所として機能が果たせるのではないかというようなことも、あわせて私も今までお 話をさせていただいた経過もあります。

しかし、今課長の答弁を伺っていますと、残念ながら、そういったところの具体的な整備については触れられておりませんでした。整備をするには当然お金もかかるわけですけれども、オール電化ということなので、電気がとまってしまうという状況を考えれば、これはやはり機能しないと。ですから、町長のほうも私が質問した答弁では、ぜひ関係機関と検討して、これは進めていくというような答弁をいただいているところでございます。

ちょうど防災計画の見直しということで、防災会議が開かれるという前提が今回はあるわけでございますけれども、その点について、今私がお話しした給食センターのこの非常用電源の整備という部分についてはどんな検討をされて、結果的には今回の防災会議の中には修正事項として挙げなかったのか、その点について町長にお伺いします。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 12月の議会の中では、そのようにお答えをした経緯がありますし、その後担当のほうに、いわゆる電源設備が遮断された場合の対応としてということで、自家発電について十分検討いたしますというお答えをしたかと思います。

担当のほうでもそれらについて検討して、それらにかかる費用等についても積算をしてあるところでもありますが、それが地域防災計画に掲載されていないということのお話ですが、結果として、給食センターに限って申し上げますと、炊飯3,000食ということのくくりの計画でしたので、その部分については炊き出しの部分ということでつけ加えさせていただいて、そこに設置してある炊飯釜、それらを活用できればということで、その計画のほうには修正を加えたということです。残るは、その電源設備ということでありますが、これらについてはまだあくまでも見積もりという段階でもありますので、それについては具体的に掲載しなかったということは事実でもございますので、これらについてはまたいろいろ状況を考えた中で検討をしていくということで進めていきたいと思っております。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 今答弁の中に、見積もりの段階だというお話がありました。具体的に何社から見積もりをとっているのか。また、その回答として、内容的に出せない部分もあるかと思いますけれども、どんな見積もりについての結果か、経過を詳しく教えていただきたいと思います。
- ○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

〔中繁正浩学校教育課長登壇〕

○中繁正浩学校教育課長 お答えをいたします。

町長のほうから、発電機の設置について見積もりをとるようにと指示をいただきましたので、概

算見積もりということで1社から見積もりをいただいております。

以上です。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 ちょっと今1社とおっしゃいましたけれども、概算見積もりとしてでも1社からしか見積もりをとらないというのは、これは財務規定に反することです。前にも、私この件でお話をしたことがありますけれども、これは見積もり合わせが必要なのです。ですから、2社以上から必ずとらなければならない、そういった規定がたしかあったと思います。

概算見積もり、そういったものが存在するのかどうか私にはわかりませんけれども、その辺もしっかりやっていただかないと、またそういった契約に向けての手続でそごがあってはいけないわけです。ぜひその辺は、もう少し細かいところを協議されて具体的に進めていくと、そういったことが私は必要だと思いますけれども、いかがですか、町長。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 あくまでも、その計画を進めていく参考ということでの担当のほうでの見積もりということですので、これ今議員が言われますように、それを実施という段階になれば当然1社のみではなくて数社で競争入札をということになります。

現段階では、あくまでも計画をどのようにということの前提の中での参考ということでご理解いただきたいと、このように思います。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 いや、町長、概算であるにせよ、1社しかとらなければ、本当にどれぐらいかかるだろうというような想定される数字というのは出てこないわけです。業者によってはかなり開きがある、そういったものかもしれませんよね。

ですから、そういう概算見積もりの段階でも1社からしかとらないというのは、もうその数字を根拠に、町長、では進めていきましょうか、どうしましょうかという検討に入るという、そういうお話でしょう。それだったらば、もう少し具体的な数字を挙げてもらうには、概算見積もりであっても何社かからとって、その平均値をとるとか、具体的にそういったことを進めていってこそ、その数字が裏づけとなるわけではないですか。そういうふうに私は進めていただきたいと思うのです。いかがでしょう。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 先ほども申し上げましたけれども、検討する上での参考ということで徴したという ことでもありますから、これは実施段階に行けば、実際に計画をしていくということになれば、議 員が言われるような形で十分行って問題がないような取り扱いをしていくと、これは当然のことで あります。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 いつ実施段階になるか、それはわかりませんけれざも、ではその数字は上がってきて、もうそれでいるのですか。その数字を見て、町長はもう判断する時期に今来ているのでしょうか。それとも、まだ数字も上がってきていない段階なのですか。
- ○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

- ○金子正一町長 あくまでも、現時点では検討しているということでの担当に指示したということで ございます。
- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 いいですか、私が聞いたのは、数字が上がってきているのですか、きていないのですかという話を聞いているのです。別に数字を教えてくださいという話はしていないです。 上がっているのですか、上がっていないのですか。上がっているのだとすれば、もう検討の時期に来ているのですか、そういうお話を伺いました。どっちなのでしょうか。
- ○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 概算で見積もりということですから、数字的には上がってきているというふうに思っておりますが、これはあくまでも参考ということです。

それをもとにして今後どうするかと、それをもとにしてということは、当然それだけでなくてして、今言われたように数社といいますか、当然そういう中での競争ということを踏まえてということでありますので、その設置についての検討段階だということでご理解をいただきたいと思います。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 数字がどうも上がってきているようです。ぜひその数字だけではなくて、いるんな検討材料があると思います。そこを踏まえて、やはり関係機関と検討するとおっしゃっていたのですから、その給食センターの非常用電源設備についてはどういった場で協議をされてきたのでしょうか。
- ○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

- ○金子正一町長 どういう場でということの協議のお話ですが、あくまでもそういった発電機を設置する上で、どのような経費がかかり、どのような方策がいいのかということをこちらで考えている状況でもありますから、これ具体的になればそういったことも必要でしょうけれども、現時点では特に機関との協議ということは行っておりません。
- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 昨年の12月に回答いただいたのが、関係機関と協議の上検討していくという お話でございました。電気がなければ機能しないということですのでという前置きもされていましたし、私も期待をしておったのですが、今の回答ですと、一切まだそういった機関ということであると協議をされていない、そんな状況なのかなと思いました。

私もいろいろ情報源が乏しいものですから、町のホームページぐらいしかないのですけれども、 その中でやはり給食センターとなると、もう当然災害が起きたときに大量的に炊き出しができる場 所として位置づけをされていながらも、もちろんそれとあわせて、当然通常は子供の給食、そうい ったもので使っているわけですから、もし仮に子供たちが学校にいるときに例えば大きな地震、揺 れが来た、そのまま被災してしまったと、家に帰れない状況だと、そういうことももちろん想定で きるわけです。いつ起きるかわからないわけですから。そういったときには、やはり子供の安全の 確保、それから生命の確保、そういったことについては、当然教育委員会とすれば協議をする場と いうのは私はあると思っています。どういう場かということを私のほうから申し上げますが、これ は教育委員会に関する運営の法律が変わってから総合教育会議が持たれました。この総合教育会議 が、まさにそれなわけです。邑楽町はまだ3回しか開いておりませんけれども、直近ですと7月の 7日に開催をしているようでございます。38分間という非常に短い時間での協議だということも記 載がされておりましたが、そもそもこの総合教育会議はどういった協議をしていくかと、内容の部 分については児童生徒等の生命、身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置というふうに書いてあ ります。すなわち震災が起きたときにはどうするか、子供の安全を確保するときにどういった措置 を講ずるべきか、それを具体的に議論をする場でもあるという位置づけがこの総合教育会議ではさ れているのです。3回行っておりますが、議事録は今回の分しか出ておりません。ただ、表題等確 認させていただきましたが、そういった子供の安全、生命に伴う保護等の部分について協議をされ た経過がないというふうに思うのですけれども、その点についてはどうなのでしょうか。もしあれ ば、どんな内容を協議されたのか。なければなかったとおっしゃってください。

○小島幸典議長 大竹教育長。

〔大竹喜代子教育長登壇〕

○大竹喜代子教育長 学校は、児童生徒の安全、安心を第一に確保しなければならないということは、 もうこれは当然のことです。いざというときに、慌てないように学校、教育委員会としてさまざま な対策は行っております。

地震についてだけ申し上げますと、地震が起きたときの町内全校の申し合わせ事項というので、 震度5弱以上のときはどうするべきかというのを決めまして、全保護者、そして学校、教育委員会 で共通理解を図っています。

今回の総合教育会議では、防災については議題に入っておりません。それは、平成30年度に開園 する認定こども園について話し合いをするという予定になっておりましたので、そのことを中心に 行いました。

ただ、9月22日に防災会議が行われますので、また次回のときには防災について入れていかなければならないというふうには思っております。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 9月22日に防災会議を開きますけれども、開いた後の事後報告という形を私は望んでおりません。もちろん会議が開かれることはわかっているわけですから、その前にそういった総合教育会議を開いた中で、では子供の安全について、今の防災計画で十分なのか、どういったことを充実させていかなくてはならないのか、改善は何か、そういったことを協議をした上で防災会議に臨むのが順序です。

教育長、防災会議の委員になっていらっしゃいますよね。ということは、そこに出ていって教育 長の立場から、当然意見、要望等を申し上げる機会はそこにあるはずですから、それを防災会議に 出てから、また次に開く教育委員会の会議や総合教育会議の中で話をしていくというのでは、順番 が逆なのです。そう思いませんか、教育長。

○小島幸典議長 大竹教育長。

〔大竹喜代子教育長登壇〕

○大竹喜代子教育長 町全体として防災について学校はどうあるべきかは、やはり町と防災会議等の中でも話し合っていかなければなりませんけれども、その前に教育委員会として、きちんとそういうところは防災について対応しておかなければならないということで、先ほど申し上げた地震が起きたときの町内全校の申し合わせ事項のほかにも、8月29日に突然Jアラートが鳴ったということで、その今後のJアラートの対応とか、それから各学校では危機管理マニュアルを毎年きちっとつくってもらって確認をしてもらい、避難訓練をしています。

そして、また今までにない状況もありますので、引き渡し訓練ということで、親も巻き込んでちっちゃい子を迎えに行って、次に小学校へ行ってとか、そういう順序も引き渡し訓練も含めて訓練をしております。

また、保護者には一斉メール送信の装置を入れてもらいまして、何かあったときにはすぐに一斉 にメールができるようにということで、学校に対しての防災につきましては、安全確保という点か ら準備をしているという状況があります。

また、これは町ときちんと連携していかなければなりませんので、この後加えてやっていきたいと思っております。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 私が先ほど申し上げたことをある程度理解をされていただいたのかなと思いますが、よろしいですか、教育長。先ほどの大賀議員の質問の中に、もし災害が起きたときの防災倉庫、備蓄品を入れておく防災倉庫、これがある場所はどこだというような問いに対して、課長の

ほうから何カ所か挙げられました。確認の意味で、課長、もう一度防災倉庫を備えている指定避難 所になっている場所というのはどこなのでしょうか。

○小島幸典議長 橋本安全安心課長。

〔橋本圭司安全安心課長登壇〕

- ○橋本圭司安全安心課長 お答えをいたします。 町内の4つの小学校及びヤングプラザ、それと役場の裏の備蓄倉庫、この6カ所です。
- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 今6つだとおっしゃいました。町内には、小学校のほかに中学校がございます。中学校にはないのですか。小学校にはあって中学校にはない。その設置がしてある小学校と設置をしていない中学校、どういった基準でそういうことになっているのでしょうか、町長。防災会議の会長ですから、町長に伺います。
- ○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

- ○金子正一町長 特に設置箇所については基準というのはありませんけれざも、ただ町のほうとしては、その備蓄倉庫の中に備蓄しようとする食品、飲み物、毛布等いろいろあるわけですけれども、それらが5カ年の最終年度には、計画した品物が備蓄できるような考え方で進めておりますので、これは最低限といいますか、災害があった場合には最低限そのようなことが町民の皆さんに行き渡るような、そういった計画のもとに倉庫等の設置も考えたということでございます。
- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 町長、その設置基準がないとおっしゃいましたね。私が見たところ、基準と言っていいかどうかわかりませんけれども、防災計画の風水害等のところの128ページの上段のところにこういうふうに書いてあります。「町は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う」、当然この避難所が邑楽町の場合は28カ所ということで一覧表には出ております。指定避難所がその中の14カ所、半分ということです。その中に、小学校だけではなくて、当然中学校も指定避難所として扱いを受けています。同じです。小学校であろうと中学校であろうと一緒です。それも地震も洪水も、いずれの災害においても避難所として使用してくださいということで指定避難所になっています。全くくりは一緒なのに、小学校には防災倉庫はあるけれども、中学校には装備されていない。当然被災者が避難するにおいて、自分の家屋の近くに避難所があれば、そこに避難していく。最初から、ある程度は想定される避難人数というのはわかっているわけです。ある程度はです。いっぱいになってしまっていれば、ほかのところに行かなくてはならない状況もあるかもしれませんけれども、ある程度予測がついているはずです。

それから、教育長、もう一つあります。体育館、町民体育館です。ここにも先ほど課長の答弁で

すと、防災倉庫が置かれていないですよね。あそこ体育館というのは、阪神・淡路大震災のときも そうですが、また東日本大震災もそうでした。学校の体育館というのは、一度に大人数が収容でき る避難所として機能するわけです。そういったところにも防災倉庫が設置されていないという状況 です。こういった状況については、町長、そのままでよろしいと思っていますか。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 避難する場所に設置が全てされていれば、それはそれが一番よろしいかと思います。 しかし、町のほうで小学校区を単位として設置したということについて、明確な基準ということ については特にこうだというのはありませんけれども、中学校もその中に入っているよというよう なご意見ですけれども、それはそれとして、当然そういった避難をする場所について倉庫の設置が あれば一番よろしいわけです。

しかし、災害時においての必要最小限のものということになっておりまして、なおかつそこで不足した場合については、いや、今町のほうでは、そういった関係する民間の業者の方との災害協定ということも結んでおりまして、不足する場合には即優先的に対応すると、対応していただけるということになっておりますので、万全な体制が一番よろしいわけでありますが、そういった民間の方々にもお願いをしているということでございますので、今後は決してそれで満足しているわけではありませんけれども、そういった考え方で現時点ではその計画をつくったということでございますので、また何なりとあった場合には、当然計画の中に補足することは十分可能でありますけれども、現在では計画のとおり進めていきたいと、このように思っております。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 話を戻しますけれども、教育長、今町長と私のやりとりをお聞きになっていてわかったと思うのですけれども、教育長という職というか教育長という立場で、やはり当然子供の生命に関すること、身体に関すること、そういったことの安全確保に努めるのは当然のこと。そういったご理解をされているのは当然のことだと思うのですが、先ほど中学校には防災倉庫がない。まだ学校に子供がいる間に震災に遭った。帰宅できない状況。そういった場合には、やはりそこに何もないというのは、非常にこれ子供の身体の安全については危機的な状況であると私は思っています。

ですから、ぜひ私からもこれは本当にお願いになるのですけれども、防災会議が22日にあるわけでございますけれども、教育長は委員として参加をされるということです。そういった部分については、意見、それから要望、そういったものは教育長のほうからお話をいただけるようなお気持ちはありますでしょうか。

○小島幸典議長 大竹教育長。

[大竹喜代子教育長登壇]

○大竹喜代子教育長 お答えします。

私が聞いている範囲ですと、小学校4校、あとヤングプラザと役場の裏で6カ所ですけれども、小学校に備蓄倉庫をつくるのは小学校区ということで、近いところでなく1つずつ学校区が離れているところに置いて、そして例えば南中学校は長柄小学校のすぐ近く、邑楽中学校はその小学校区のどこかに行くということで、避難所ということは子供はもちろんですけれども、町民が避難をする場所というふうに捉えておりました。

ですから、もし防災会議でもう少し備蓄するものが必要であるというふうに私自身もよく考えまして、機会がありましたら要望を出していきたいというふうには思っております。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 何度も申し上げますけれども、そもそも震災はいつ起こるかわからないです。 子供が学校にいる間に起きるかもしれません。そういったときの対応が小学校だけではできないの ではないかと、そういったお話をさせていただいているわけですから、ぜひともそこは今要望を出 していきたいというような答弁をいただいておりますので、ぜひ防災会議に向けて、そういった教 育委員会としてはどういった意見を述べていくのか、子供の安全についてどういった改善を行って いかなくてはならないのか、その点について具体的に協議をして、そして防災会議に臨んでいただ きたい、そのようにお願いをしたいと思います。

時間も随分経過をいたしましたので、まだ随分聞くところはあるのですけれども、何点か重要な ところだけ抜粋してお伺いをしていきたいと思っております。

災害は忘れたころにやってくるですとか、備えあれば憂いなしとか、いろいろな災害に対してのそういった昔からの格言等あるわけでございます。いつ起こるかわからないその災害でありますが、減災という考え方から、最近はどこの自治体でもつくっている防災計画が作成されていると。当町におきましても、基本理念のところにも掲載がされておりますけれども、「被害を最小にするという「減災」の立場に立ち、「自助・共助・公助の調和によるゆるぎない安全のまちづくり」を基本理念とし、地域全体の防災力の向上を目指していく」と、こういったことが記載をされています。調和という言葉が入っていることによって、その自助、共助、公助、その部分が連携をし、そして減災に努めていると、そういった内容なのかなと思いますが、具体的にこの防災計画の中には、減災対策としてどういった取り組みをしていったらいいのか、震災が起きる前、それから起きた後、いろいろな対策があると思います。起きる前にはできる限り備えをしておく、当然のこと。起きた後は、その被害を最小限に食いとめると、そういったことが減災対策につながるのかなというように私も理解をいたしております。

その中で、私が最も今回重視いたしましたのは、災害が起きてからの情報の伝達です。町民の皆 さんに対しての情報の伝達です。その伝達が早ければ早いほど、その被害が最小限に食いとめられ ると、そういったことかなというふうに思っております。果たして、現在当町におかれているそう いった減災の対策についてどれだけの機能があるのか、そういったことから検証させていただきたいと思っておりますが、まずは東日本大震災時計画停電となりました。この計画停電の情報が町民に届くまで結構な時間がかかったと聞いております。実際にはその時点では、おうらお知らせメールに登録されている方も非常に少なかったというふうに聞いておりますが、その伝達方法がやはりどういったことでこう、その情報が例えば国から来て、国の情報を一旦町のほうでまとめて、それを情報として皆さんの登録されている携帯電話にメールとして配信したと。恐らくそういったことになっていると思うのですけれども、その辺の経過についてはどうだったのか、お伺いをいたします。

○小島幸典議長 横山企画課長。

〔横山淳一企画課長登壇〕

○横山淳一企画課長 東日本大震災時の情報伝達のことについての問いで、おうらお知らせメールの 対応はどうだったかということでお答えをいたしたいと思います。

平成23年時のおうらお知らせメールの登録者は、震災前におきましては500名ぐらいだったと記録がされております。国、もしくはその他機関から震災の情報を得て町の職員がメールを発信するわけでありますが、今もそうなのですが、現時点でのメールの送信については情報を取得してから職員がその情報の内容を確認をしてメールの文章を作成し、送信をするという、一定程度人的時間と作成をする時間と、そういった時間的要因がかかり、即座に町民に対してお知らせをすることができていないという、そういった状況であります。

以上です。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 課長の答弁の中にもありましたが、平成23年、震災前ですと500名足らずというようなことでございましたが、現在のところ私もちょっと調べさせていただきました。約3,500名ほどあるということです。これは、世帯数で割っていきますとどれぐらいのパーセンテージかということも出させていただきましたので、せっかくの機会ですから申し上げますが、邑楽町は約1万世帯として計算をいたしました。3,056ということで、直近ではそういった数字が出ておりますが、割合にすると約30.5%ぐらいが登録しているという状況です。

それから、明和町は4,200世帯に対して2,100、約50%、高いです。そして、板倉町が5,483世帯で登録者数が2,100、38.3%、これも邑楽町より高いということです。大泉町、千代田町については、19.8%、19.3%ということでかなり低くはなっておりますけれども、できる限りこれ、私は50%ぐらいまで近づけるべきかなと思います。

震災が起きて、自分の身に降りかかってきたから皆さんやはり興味を抱いて、友達から登録の仕方を聞いたりですとか、近所の方に聞いたりですとか、そして登録者数が必然的に口コミによってふえていったと、それは震災があったからです。しかし、そこから恐らく緩やかな上昇かなという

ふうに思います。

ぜひ、この登録者数の件数をふやしていく、そういったことがまずは私は必要だというふうに考えております。その部分についてが、そういったことが減災につながるということは言うまでもないこと、そういった理解でおります。

町長、やはり町民に対して確かな情報をいち早く、できる限り現状より早く伝えなければならないという観点からは、どうしたらまずその登録者数をふやす手段として有効的なものは何があるか、 その辺についてお伺いします。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 災害が発生するということになりますと、その関心事というのは誰しもが高く持つ ものだろうというふうに思います。邑楽町は比較的安心だと言われつつも、やっぱり非常災害等が 発生した場合にいち早く対応する、また町民の皆さんにも対応していただくような環境設定が必要 だというふうに思っています。

町のほうからのお知らせメールが500人から3,000人にふえたということについては、一つにはやはりそういったお知らせについての関心が高まった結果かなと。災害はそういうことでは済まされませんので、先日のJアラートの発信がありましたけれども、これは国から直接発信されたのが同時に放送されるわけですが、テレビですとかラジオだとか、いろんなメディアから放送があったからということでありますけれども、群馬県でもそれに合わせて、ローカル的なものとしてLアラートという形で災害情報についての共有システムを持っています。町に置きかえれば、やはり町民の皆さんにそういった有事の場合の対応策として、町のほうからもこのお知らせメールがありますということを十分発信をして、啓蒙して、町民の皆さんにそれを受けてもらうと。私もそのメールを持っていますけれども、そういった体制づくりが自助ということも考えていけば大切なことだと思っております。町も担当のほうから、できるだけ積極的に発信するように努力をさせたいと思います。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 先ほど私が質疑の中で申し上げたことのオウム返しのあげく、結局はどういった形でその登録者数をふやしていくかという方策が一つも示されない答弁でした。いつものことかなと思いますけれども、私のほうからまた提案をする形になりますが、よろしいでしょうか。

まず、これはちょっと不可能かもしれませんけれども、登録者の中にも個人もいれば企業、団体もある。いろんな人が登録していると思うのですけれども、一遍にある程度の人数に広がるというところに、ぜひとも登録してくださいというような投げかけをするのは企業、また団体です。そういったところに、まず例えばそのおうらお知らせメール、災害に関してはこういう情報をお伝えしますので、ぜひ登録してくださいというような登録の仕方まで記載をしたようなリーフレット等を

作成して配るとか、いろんな方法があると思うのですけれども、そういったことをやっていただかないと、まだまだ数字的には30%ですから、全ての人に行き渡らないということです。Jアラートというお話がありましたけれども、これは国のほうから緊急事態、この間はミサイルでしたけれども、そういったことが起きた場合に配信される情報です。

しかし、その後災害が起きた後の例えば避難所の状況ですとか、計画停電、また停電になれば停電の状況ですとか、河川であれば水位ですとか、そういったところが事細かに瞬時に、やはり町民の方にお知らせできる手段としたら、今はそのおうらお知らせメール以外になかなかないのです。ですから、できる限り早くその情報を伝達していただく必要があると思っています。

先ほど課長のほうから答弁をいただいた内容からすれば、まだまだ機能的にその部分が充実されていないところがあるということでございました。今後その状況が続きますと、同じような計画停電等が発生した場合には、また同じぐらいの時間がかかってしまったりですとか、非常にこれは減災に対しても有効的ではないという状況が続くわけです。町長、どうでしょうか。そのおうらお知らせメール、設立してから約10年が経過いたしました。久保田町長のときに、私が一般質問を行ってできたという経過があります。それはいずれにいたしましても、10年近く経過しました。この辺でバージョンアップしないと、いつまでも10年前の状況のままでは私はいけないと思っているのです。文字数も打ち込める文字数が1,000文字までということで、何かそういうことになっているらしいです。そうすると、容量的にも、システム自体が本当に簡易的なシステムでありますので、そのシステム自体をやはりバージョンアップしていただいて、今の状況を改善していただきたいと、そういうふうに私は思っているのですけれども、その点についてどんなお考えでしょう。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

- ○金子正一町長 今ご質問があったような形で、町民の皆さんにも理解を深め、そして今町のほうで配信しているものについては自動的に受信し、配信もできるようなシステムになっているようでもありますから、若干これを修理といいますか、改善をすれば十分それが機能を果たせるというような状況もあるようですので、要は町民の皆さんへのメール受信に対しての対応を積極的に受けてもらうような形で担当のほうを通して進めていきたいと、そのように思っております。
- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 何度も申し上げますけれども、もう災害は待ってくれません。いつ起きるかわからない。先日防災訓練がございました。私も参加をさせていただきましたが、非常にのどかな雰囲気の中で行われているなというのが、正直な話、私の実感です。もちろん参加された方は一生懸命やられていると思いますけれども、実践に即した防災訓練かといえば、そういった形にはなっていない部分もあるのかなと、改善の余地もあるのかなと、そのような気もいたしました。

ここは災害に見舞われた経過がなかなかないですから、どうしても危機感が薄いというようなお

話もさせていただいておりますが、この防災計画一つとっても、まだまだ改善の余地は多々あると、そういったところも何点か指摘をさせていただきました。改善に向けて、特に教育長につきましては期待をしておりますので、ぜひ防災会議の中で積極的に挙手をしていただいて発言をしていただく。子供の生命がかかっておりますので、ぜひその辺は真剣に対応していただきたい。お願いを申し上げまして終わります。大変ありがとうございました。

○小島幸典議長 暫時休憩いたします。

〔午後 1時55分 休憩〕

○小島幸典議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時10分 再開〕

◇ 原 義 裕 議 員

○小島幸典議長 6番、原義裕議員。

[6番 原 義裕議員登壇]

○6番 原 義裕議員 皆さん、こんにちは。きょうは、一般質問4人目ということで、大変お疲れ と思いますが、少しの時間おつき合いをいただければと思います。議席ナンバー6番、原義裕です。 質問通告に従いまして質問をさせていただきます。

6月の全員協議会の席上で、総務課長から行政区の併合について協議している行政区があると差し水をさせられまして、今回の質問というふうな形で流れております。行政区の区域変更についての質問をさせていただきます。

町においては、来年町制50周年を祝おうとしておりますが、邑楽村が旧高島、中野、長柄合併、 そして邑楽村になったわけですが、それから50年前にまた邑楽町として町名を変えてなっているわけです。その行政区の区域変更、また行政区運営の経過について総務課長にお聞きしたいと思います。

○小島幸典議長 関口総務課長。

[関口春彦総務課長登壇]

○関口春彦総務課長 ご説明申し上げます。

邑楽町につきましては、ただいま議員がおっしゃられたように昭和30年に中島村ができまして、 昭和32年から邑楽村ということで現在に至っております。

現在の行政区につきましては、その昭和32年4月時点で、現在の第1区から32区まで今の形で設置されておりまして、それ以降昭和49年に33区、新中野が設定され、昭和62年に34区、明野が設定されました。以降は、そのまま現在に至っております。

以上です。

- ○小島幸典議長 原義裕議員。
- ○6番 原 義裕議員 昭和30年といいますと、私がちょうど高島小学校の1年生に入学したときでもございます。この年あたりは、非常に時代背景としては、ちょっと大げさですが、日本全体が全て前向き、景気がよくなりつつ、国民全体が夢を持っていたときではなかったかなと思います。町の人口もふえつつ、邑楽町の工場出荷額も大きく伸びてきた時代だったと思います。また、これから新幹線の開発ですとか、オリンピックの開催がある程度計画をされていくような、日本全体が非常に景気がよかったときではないかなというふうに思っております。

それでは、今現在の行政区の現状を総務課長にお聞きしたいと思います。

○小島幸典議長 関口総務課長。

[関口春彦総務課長登壇]

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

先ほど申し上げたように現在34行政区あるわけですが、現在につきましては少子高齢化とか産業構造の変化等によりまして、住宅地として開発された地域と農業等中心で住宅地としての開発等が行われなかった場所、あるいは住宅団地等も造成されまして、各行政区の世帯数、人口に大きな差が出ているという状況になっております。

以上です。

- ○小島幸典議長 原義裕議員。
- ○6番 原 義裕議員 そうですね、7月末の行政区別人口数を見ると、世帯数が1万112世帯、人口で2万6,831人とありまして、一行政区当たりの世帯数については297.4世帯、また1世帯当たりの家族数というか人数ですと2.65人となっています。

また、大きな行政区には前原4区が1,135世帯、小さい行政区では今の21区ですか、21区の住谷 崎、これが51世帯、このような状況の行政区運営について町としてはどのように考えられるのか、 町長に聞きたいと思います。

○小島幸典議長 大朏副町長。

〔大朏 一副町長登壇〕

○大朏 一副町長 今各行政区、いろいろ世帯数、また人口が多いところ、少ないところということで、いろいろな部分で問題が起こっているのではないかというご質問でございますけれども、各行政区ともに、いろいろアンケート等の中身を見ますと、大小には関係ない部分で役員の選出に苦慮しているとか、そういった部分が見られます。

また、住民の意識が昔と随分変わってきているということで、住民の権利意識、こういった部分が向上したり、プライバシーの問題、また行政区内の意見の合意を得るのに非常に時間がかかったり、区の運営にかかわる部分で消極的になっていたり、また職業による比率ということで、サラリーマンの比率、また単身者、そういった部分で区の活動にかかわっていただける、そういった部分

が減ってきている、そういったさまざまな問題が発生しておるということをお聞きしております。 以上でございます。

- ○小島幸典議長 原義裕議員。
- ○6番 原 義裕議員 今の副町長の答えについては、次に私が質問しようとした内容が回答されて しまったのですが、具体的に行政区運営について区長会の中でアンケートをとったと思うのです。 全34行政区の区長にアンケートをとったと思うのですが、もうちょっと詳しくその回答内容につい て聞きたいと思いますが、お願いしたいと思います。
- ○小島幸典議長 関口総務課長。

[関口春彦総務課長登壇]

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

昨年全行政区を対象に区長のほうへアンケートを実施いたしました。このアンケートの中身につきましては、区費とか自治会への入会など、ともに区の組織に関する基本的な内容及び行政区の規模等についてのアンケートを実施しました。その中で、現在の行政区の規模についてどのように考えているのかという設問がありまして、現在でちょうどよいというところが25行政区ございました。大き過ぎるが5行政区、小さ過ぎるが4行政区となっております。

また、その中でどの程度の人口、世帯数が適正かということについても伺っております。大き過ぎる、小さ過ぎるというところについては、それぞれ適正と思う数字を記載されておりまして、現在が適正だという行政区については何も書かず、そのままの世帯数という部分もありますが、それを単純に平均したところでは約300世帯というのが出ました。

しかし、それぞれの聞いている回答の中では、適正規模を例えば100世帯と答えている行政区もありましたし、アンケートの中では1,000世帯と書いている行政区もございました。平均は300ですが、それぞれの回答については大きく開いているというのが現状でございました。

アンケートの内容につきましては、区域の変更等に関係する部分につきましては以上でございます。

- ○小島幸典議長 原義裕議員。
- ○6番 原 義裕議員 そうですよね、いろいろと各行政区ごとに運営等々の問題が上がっていたようです。

具体的に、先ほど言ったように副町長からも答弁がありましたとおり活動財政が少なくて、小さいところですと年間25万円ぐらいしか区費が集まらない。町からの補助金についても6万円ぐらいで、区内の活性化を図ろうとしても、行事をこなすだけで区民サービスの活性化を図る事業まで考えられないというのが形らしいです。もっと細かく言いますと、地元の公民館の維持管理、また町民体育祭、また行政区対抗の親善スポーツ大会への参加ができないと、都合によっては途中欠場というふうな事態も発生しております。日常の運営、また管理不足というふうなことで、区民との交

流ができていないとも言われております。

このような行政区が大小あり、非常に問題ではないかなと思うのですが、このことについて町長の考えを聞かせてもらいたいと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 総務課長のほうからお答えがありましたけれども、アンケートの結果、約73.5%の 行政区が現状でよろしいのではないかというような回答です。

とはいっても、大小の行政区があることは十分承知しておりますが、しかしそれぞれの行政区の中ではそういった課題を抱えながらも、私は区長、あるいは役員を中心として、その運営はきちっとされているのではないかなと、こんなふうな考え方を持っております。

- ○小島幸典議長 原義裕議員。
- ○6番 原 義裕議員 それでは、違った視点から質問をさせていただきます。

学校教育課長にお聞きします。昭和47年に第10区、大根村琵琶首、また昭和53年に第11区、谷中 蛭沼地区を高島小学校に編入していますが、この編入のいきさつ、またどのように理解していただ いたかを聞かせてください。

○小島幸典議長 中繁学校教育課長。

[中繁正浩学校教育課長登壇]

○中繁正浩学校教育課長 お答えをいたします。

高島小学校にそれぞれの地区が編入された経緯については、私はちょっと承知をしておりませんけれども、どうしてそうなったかという点につきましては、中野小学校の児童数がふえたということが一因であるというふうに承知をしております。

以上です。

- ○小島幸典議長 原義裕議員。
- ○6番 原 義裕議員 何か私が調べたものと違うような回答でしたけれども、高島小学校の児童数が大分減ったというふうなことで、その11区と10区の子供たちが編入したのではないかなというふうに私は理解しております。昭和63年に中野小学校と中野東小学校を分離して、ここで学校区の変更というのがあったのかなというふうに思っています。

それでは、その件についてはまた別として、教育長にお聞きしますが、中野小学校区と高島小学校区の変更に大変なご苦労があったかと思います。

また、町部局との調整も大変だったと思いますが、どのように進めて住民の人たちに理解をいた だいたのか、聞かせていただきたいと思います。

○小島幸典議長 大竹教育長。

[大竹喜代子教育長登壇]

○大竹喜代子教育長 お答えします。

私も当時の教育委員会、教育長は大変だったのではないかなというふうに思うのですけれども、どのように細かくやったかの経緯はちょっと詳しくお答えできないのですが、とにかく中野小学校がどんどんふえていって、高島小学校の児童が減っていくという状況の中で、高島小学校に区をふやしたということと、中野東小学校をつくって中野小学校から分離したという経緯はあります。そして、このようにやった結果、人数のバランスがとれて教育環境をよりよくできたという、一人一人の子供に目が届きよりよくできたということもあって、再編の必要性が町民の方に理解されたのかなと、そのように思います。また、もう一つは、地理的にも11区が21区に隣接しているという環境も理解をいただいた一因かなというふうには思っています。

でも、聞くところ、当初はもうさまざまな意見がぶつかり合って大変だったということですけれども、今お話ししたような数の問題、それから地域的に近いということでご理解いただいたのではないかというふうに思います。

- ○小島幸典議長 原義裕議員。
- ○6番 原 義裕議員 古い話で、学校教育課長並びに教育長についても、そこら辺のいきさつについては詳しくわからないというふうなことなのですが、統計的に見ると、やはり高島小学校が多少減っているためにということはあったと思うのですが、そのほかにも要因があったのではないかなというふうに推察もできます。

また、町として、やはり各行政区に対して働きかけをして、子供たちの学校区を変更したという ことについては、わかるところでも結構ですから、総務課長、教えていただければと思います。

○小島幸典議長 関口総務課長。

〔関口春彦総務課長登壇〕

○関口春彦総務課長 小学校の学区の変更に伴う町からの行政区への働きかけ等につきましては、申しわけありませんが、私のほうでも存じておりません。

また、記録等についても見つかりませんので、そのようにお答えさせていただきます。

- ○小島幸典議長 原義裕議員。
- ○6番 原 義裕議員 今の総務課長の答弁につきましても、各担当している行政区の区長等々の話を聞かせていただきますと、もっともっと何か複雑な要因があるようです。これについては、地域的なこと、また先ほど私が一番最初に話した旧3村のときからの因縁というか、古い歴史を見ていっても、そこら辺の意識というか、そういったものが多少あるようです。例えば大根村の今の10区ですか、10区の大根村琵琶首、また20区の石打の区民との意識というか、また先ほどの21区の住民の人たちと谷中地区の人たちのものもいろいろあるようです。形としたらというふうに思うのですが、やはりそうではないものもあるようなので、これについてはもっともっと古い方たちへの調査をしていかなくてはならないかなというふうに思っております。

改めて総務課長にお尋ねします。平成元年に邑楽町行政区設置規程というものが公布されています。約30年前のものでありますが、また町制50周年を来年に迎え、祝いをしようとしているわけですが、28年前の平成元年につくられた邑楽町行政区設置規程、これをそろそろ見直す時期ではないかなというふうに思います。先ほど副町長からもご回答等も参考にして、このような考え方をする方も多くいるかなと思いますので、その時期がそろそろ来ているのではないかなというふうに思いますので、この件についてご回答いただければと思います。

○小島幸典議長 関口総務課長。

[関口春彦総務課長登壇]

○関口春彦総務課長 お答えいたします。

平成元年に邑楽町行政区設置規程が設けられました。この規程につきましては、各行政区におきましては平成元年以前から当然存在いたしておりまして、今と同じ形での役割を担っていました。ただ、昭和の時代はそれを定める規定がありませんでしたので、各行政区、あるいは区長や役員への報酬とか、そういったものの支払いの根拠を明確にするために平成元年に定めたものでございます。

その後平成28年に一度改正を行っておりますが、これは区の役員等の活動中の業務内容等がご家族の方もされているということもありまして、その辺を含む改正を行ったものでございます。

内容的には、区の組織を定めておりますので、特に業務の内容の細かい部分だけではありません ので、大きく変わっている社会環境等はありませんが、今後必要な場合には見直しについても行っ ていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○小島幸典議長 原義裕議員。
- ○6番 原 義裕議員 確かに時代も変わってきております。今総務課長から、見直しも必要だというふうに私は理解しましたので、ぜひやはり大きいところ、小さいところ、また区の運営等、または行政区役員の人たちのご苦労、そういうものを考えたときに、やはり改正をして、活性化された区運営にしていくべきではないかなというふうに思います。

そこで、町長にお聞きします。邑楽町第六次総合計画及び第4次行政改革大綱に「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち "おうら"」と掲げています。そして、基本構想と基本計画を実施し、地域の活用と少子化対策を図り、行政経営の変革を進める必要があると思います。また、そのように書いてあります。このことについては、まさしく町内34各行政区全体のことでもあるのではないかなというふうに思います。町長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 総合計画、行政改革大綱等については、町の全体的な像を示すものであって、これ

は34行政区のそれぞれの区民の皆さん方とともに考えていく、町づくりをしていくということでもありますから、これは議員の特に狙いとするところがどこにあるかということがちょっとつかめないので、大変恐縮なのですけれども、町としてはこれは行政区の問題にかかわらず、町全体として総合計画に基づいた町づくりを進めていくということについては変わりはありませんので、そのようにお答えをいたします。

- ○小島幸典議長 原義裕議員。
- ○6番 原 義裕議員 町長の今のお言葉の中で、私の狙いはどこにあるのかというふうなことでしたが、この第六次総合計画の37番、「地域コミュニティ活動の推進」、この中にも現状と課題、また施策の方向等々についても具体的に書いていただいていると思います。

やはり町民の活性、また区民の活性化がなければ、区の運営も行き届きません。何度も言いますが、先ほど副町長が言われたように、まさしく士気が上がらないというものが出てくるかなと。これから邑楽町においても、やはり先ほどの少子高齢化、人口減少、また先ほど同僚議員が話していました空き家問題等々が、もうそこにというか、現実に来ているわけです。ですから、いかに地域との協働の町づくりをしていかなければ、区で運営ができなければ町も運営できなくなってしまうという現実を、どのくらい危機感を持っているのか、改めて町長から聞かせてください。

○小島幸典議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 町づくりが行政区の問題とのかかわりがないとは申し上げませんけれども、私は町は、議員がどのように理解しているかわかりませんけれども、町民の皆さんと一体となった町づくり、結果としていい町を目指していく、総合計画で目標と掲げている点に近づけていくということでありますから、この地域コミュニティーの充実を推進するというのは当然のことだというふうに思っておりますし、協働して町民の皆さん、行政区の皆さんと一緒になって町づくりを進めていくことは、これはベースになっているわけでありますから、今後もそういったことは大事にして進めていくということについては変わりはありません。

これは、行政区の問題とどうかかわりがあるかということについては、これは全くないとは申し上げませんけれども、十分な対応をとっていくということは大切だというふうな認識は持っております。

- ○小島幸典議長 原義裕議員。
- ○6番 原 義裕議員 今邑楽町においても、確実に世帯数も減っているわけです。行政区の運営に ついてもいろんな面で変わってきているわけです。実際にアンケートの中で、行政区の規模の適正 は300世帯ぐらいがいいのかなというふうになっております。

行政区には行政区のいろいろな事情があるわけでしょうけれども、やはり区長や代理区長、また 行政区役員のなり手がいないと。やむなく合併等々を考えていかなくてはならない行政区も出てい る状況でございます。やはり規程の第3条については早急に、第3条に書かれているものは、「区の廃置分合又は区域の変更は、区住民に図り関係する区の代表者と協議して、町長が定める」とあるわけですが、このような規定でくくるのであれば、行政区は今後やっていけないのではないかなというふうに思います。やっぱり行政区の活性化については、区民だけではできないのです。行政区が、行政区と町執行部がともに進めていく必要があると私は切実に感じます。規程を見直して、各行政区の運営が円滑に、区民の地域活動が絶対に町づくりには必要なわけです。規程の第3条にこのように書かれているからといって、高みの見物では前には進みません。どれだけの区民が賛同して、区長のもとにわだかまりも残さずに合併をするとかいうことは、よっぽどのメリットがなければ、私はみんなそんな苦労はしないと思います。あるときには憎まれてしまうだろうし、そういうふうな一個人がやった場合、いかがかなというふうに思います。

板倉町のように、やはり町が主導して再編案を作成、提示して、その内容を各行政区に回り、説明会を行うと。そして、再編前が32行政区あったわけですが、それが15行政区にできました。このようにしていかなければ改革や活性化はできないと思います。ぜひ町長にも、この規程第3条等々見直しをして、各行政区の活性化、また行政区の運営の円滑化をお願いしたいと思いますので、町長はどのように考えておるのか聞かせていただきたいと思います。

○小島幸典議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 この行政区の再編ということについて、私は以前の一般質問でもお答えをしたことがあるのですけれども、地域の実情ということの意見を十分尊重した中での行政区再編ということでないと、なかなか行政がトップダウン方式でやっていくということは難しいでしょうというお答えをした経緯はあります。

今板倉町の例がありましたが、板倉町が32行政区が15行政区になったという経過については、これは行政区の世帯に応じて、いわゆる補助金等の交付をしていたようでありますけれども、その補助金の交付、すなわち具体的には戸数面積によって変わるのですけれども、この均等割というものに大きな差があったと。したがって、補助金に対しての不平等感があったということが出された中で町のほうで検討してそのようになったというのはお聞きをしております。邑楽町については特に最近小さい区からという話も、それは聞いておりますけれども、具体的な区民の実情、区内部の状況ということがどこまで煮詰まってきているかということもその後は聞いておりませんので、そういった環境整備も私は必要ではないかなというふうに思っています。

したがって、さきに一般質問でもお答えしたような状況を踏まえて、議員が行政区の合併という ことを強く望むということであれば、そういった環境づくりも必要ではないかなというふうに私は 思っております。

○小島幸典議長 原義裕議員。

○6番 原 義裕議員 私の言うような、もちろん行政区は行政区の運営、またいろいろな地域環境がございます。町がトップダウンでしなさいということではなくて、差し水、こういう案があるよ、こういう方法があるよ、どういう問題があるのだいというふうな形で窓口をつくってもらって、相談に乗ってもらえればいいのかなというふうに思います。

区民同士で、また区長が区長同士で、ああしろ、こうしろと言っても、せいぜいできるのは地区 の総会資料ぐらいです。総会資料で、では決まったからどうだろうと。そうしたら、片方の行政区 では地域住民の一致ができなかったよと、併合できないよといったときに、片一方が区長はいません、役員がそろいません、町からの委嘱の委員も出せませんという話になったら、どうするのですか。町がそこへ行って、逆にまた指導をしなくてはならないです。ですから、そういうみんなが話し合えるような試算をつくってほしいというのが私の考えです。それこそ、やっぱり住民と協働で町づくり。町民の区民の意見を吸い上げて、みんなが納得いくような区民運営を、また町民運営をしていくというものがこれからの時代ではないかなと思います。

確かに、今まではトップダウンでああしろ、こうしろ。それで、もうみんなある意味では従ってきた部分というのがあると思うのです。これからの時代は、やはりみんなの総意でやっていかなければ何の組織でもうまくいきません。俺は俺の考え方があるのだなんていう話になってきますから、ぜひそこら辺については差し水で結構です。参考で結構です。そういうものをやはり各行政区の区長、役員にアドバイスして、この問題については早急に解決していかなければ、ますます邑楽町はおくれてしまうのではないかなというふうに私は切実に考えます。

改めて聞きます。町長、その件についてお聞かせください。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議員のほうからの質問で、行政区の中でいろいろ問題が起きている、そのような具体的な課題が出てきている、それを町としてどうするかということであれば、町はそういった相談は受けてはおりますから、十分その行政区の実情に応じての指導というのは区長を中心にしているいろ相談は来ております。

どうも私は議員の質問の要旨が、焦点、論点がなかなか見出せないので、大変失礼なのですが、 十分なお答えができておりませんけれども、そういったことも十分検討した上でご質問いただけれ ばありがたいと思うのですが、よろしくお願いしたいと思います。

- ○小島幸典議長 原義裕議員。
- ○6番 原 義裕議員 町長は、私の質問が理解できないということなのですが、では逆に聞きます。
 私が、町長にどのような質問であればいいのか、ちょっと聞かせてください。
- ○小島幸典議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

- ○金子正一町長 その質問内容によって具体的な内容を示していただければ、議員のほうでのご質問により具体的にお答えができるということでお答えいたします。
- ○小島幸典議長 原義裕議員。
- ○6番 原 義裕議員 私が町に対して質問することについては、行政区の活性化。行政区の小さな区の人たちが大変ご苦労なさっているものを、町としてアドバイスをしてあげてほしいということです。ですから、大きいところには大きいところの悩みがあるでしょう。また、小さいところについては、具体的にもう町にも相談されていると思います。そういうものをいかに早く取り去ってあげるということが活性化につながるのではないかなというふうに私は思います。そういうことで、この件についても質問をさせていただいております。

でも、この件については、いろいろと調査すればするほど、先ほどちょっと言ったように歴史的なこともある。また、住民の意識もある。いろいろな問題もございますので、単に行政区に任せる、また区長に任せるのではなくて、やはり同じ目線で町も真剣に取り組んでいかなければ、行政区対抗のスポーツ大会、親善試合をやる、せっかく町が企画してくれても参加できない、町民体育祭をやる、今Aグループ、Bグループと分けてやっている、それすら参加しかねるというふうなところも出てきているわけです。総合計画できちっとコミュニティーを大切にしようというふうに書いてあるわけです。それを私は言うのです。ぜひこの件については、早急にやってあげる、またやる必要があるかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

町長も、かねてから邑楽町も50年になると言っています。また、旧3村の地域意識もなくす必要があると、このように言っているのです。中央公民館ができる。3公民館の見直しをして、中央公民館に職員を集中させて、合理化を図って活性化を図っていきたいと、このようにいろいろ言っているわけです。ぜひこれをやはり実現してやってほしいわけです。来年は町制50周年を迎えるに当たって、いろいろと祝い行事等々も行うと思うのですが、邑楽町は将来2040年には邑楽町人口が2万500人というふうな推計が出ているわけです。ぜひ行政区の活性化を図って、この町づくりの基盤を早急に、町長の任期中にでも指針をつくっていただければというふうに思います。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

私の質問はこれで終わりにします。ありがとうございました。

○小島幸典議長 暫時休憩といたします。

[午後 3時02分 休憩]

○小島幸典議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時15分 再開〕

◇塩井早苗議員

○小島幸典議長 5番、塩井早苗議員。

〔5番 塩井早苗議員登壇〕

○5番 塩井早苗議員 きょうの最後の質問をさせていただきます。議席番号5番、塩井早苗でございます。私は、3月の時点にも、前健康福祉課長の河内課長に対して、地域包括ケアシステムのことについて質問させていただきました。また、そこから6カ月が過ぎています。それで、今その6カ月の間で新しい課題だとか、それでこんな方策をとりたいとかというのが流れ出してきているので、また再度この質問をさせていただきます。どうぞ健康福祉課長、よろしくお願いいたします。

実は、地域包括ケアシステムですけれども、これは高齢者が地域で暮らすのに、なれた地域でゆったりと暮らせる、老後を送らせるというための施策でございます。それは、何度も何度も、何年も前から言われていることなので、皆さんそのことについてはご承知おきのことだと思います。しかし、これは本当は国が介護保険の中でやるべきことだったわけなのです。しかし、これは市町村それぞれでやってくださいよと委ねられてしまいました。当然市町村それぞれがやるわけですから、市町村間の格差が生まれてくるわけでございます。反対に邑楽町は、しっかりとそれに取り組めば、邑楽町はすごい地域包括ケアシステムができ上がったよということが言われるわけでございます。それで、しっかりとこのそれぞれの市町村でやってくださいよと言ったのをいいチャンスと捉えてやってもらいたいと、そんなふうに思うわけでございます。

それで、平成28年3月、去年の3月から始まった総合事業の状況について、今現在1年半ほどが たったわけですけれども、どのようなことができているでしょうか、健康福祉課長、お願いいたし ます。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 お答えいたします。

地域包括ケアシステムについては、議員のおっしゃるように2025年をめどに実現を目指しているというものでございます。簡単に言うと、要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい生活を人生の最後まで継続できるように、医療とか介護だとか、予防、生活支援を一体となって供給できるような体制づくりということになっております。

確かに市町村単位で独自の地域包括ケアシステムということになっておりますので、丸投げというふうな見方もできるわけなのですけれども、一応今現在平成28年3月から新しい総合事業への取り組みということを開始いたしまして1年半が経過しているわけでございますが、現在のところは平成29年3月にご質問があったこの時点と大きく変わったところというのは見られないような状況であります。

予防給付相当のサービスがそのまま地域支援事業の中の新しい総合事業ということで提供されているような現状なのですけれども、こちらの地域包括ケアシステムの構築に関しましては、あくま

でも2025年にはこの制度ができるようにということで、あくまでも住民が主体的に参加して、みずからが担い手となっていくというような地域づくり、こちらに向けて多様なサービスの提供ができるように体制づくりを引き続き行っているところでございます。

- ○小島幸典議長 塩井早苗議員。
- ○5番 塩井早苗議員 今体制づくりを行っているところというお返事をいただきました。新しい総合事業として提供をすることについて1年半が経過したので、その中で課題というのが見えてきていないでしょうか。もしも課題がありましたら教えてください。
- ○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

[橋本恵子健康福祉課長登壇]

○橋本恵子健康福祉課長 お答えいたします。

課題というようなお話でしたが、新しい総合事業として提供する多様なサービスについてなのですけれども、国の示すものが3点ほどあります。緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービスというふうな事業者の理解や住民の主体的な活動というものが必須となってくるため、サービス提供の体制整備、こちらをどのように進めていくかが課題となっております。

以上です。

- ○小島幸典議長 塩井早苗議員。
- ○5番 塩井早苗議員 実は今答えていただいたのですが、茫漠としていてわかりにくい。国の示す 3つの基準と言いますが、では具体的なことを1つだけ答えていただいてよろしいですか。緩和し た基準によるサービスというのはどういうことを言っておられるのでしょうか、このことについて お願いいたします。
- ○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 お答えいたします。

こちらの緩和した基準によるサービスというものですが、介護保険のほうのサービスといたしまして、例えばなのですけれども、デイサービス等を提供する場合に人数に応じて相談員だとか介護職員、こちらのほうの基準というものが設けられております。そちらを市町村の裁量によって緩和をして、例えば相談員を1名、介護職員を何人以上置かなければいけないというものを、こちらを緩和することによって利用者の利用料についても安くすることができる、そういうものになっております。

- ○小島幸典議長 塩井早苗議員。
- ○5番 塩井早苗議員 具体的にお答えいただいたのでわかりました。

介護保険サービスの中の例えばデイサービスを挙げてくださいましたけれども、デイサービスの

職員基準、それから面積基準、それから相談員基準、みんな厚生労働省から長い何十ページにもわたる文章で来ていますよね。そういうのを町独自で要綱、または条例で変えていい、こういう理解でよろしい。はい。

では、それに今1つだけで国の示したものについて答えていただきましたけれども、その課題について、先ほどはサービス提供の体制整備ということをおっしゃっていましたけれども、課題の解決に向けての動きはどんな状態になっているでしょうか。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

[橋本恵子健康福祉課長登壇]

○橋本恵子健康福祉課長 お答えいたします。

こちらに関しましては、多様な主体による生活支援、介護予防サービスの提供体制を構築するというための支援として、ボランティア制度、ボランティアポイント制度への取り組みや生活支援コーディネーター、協議体の設置を行っております。協議体については、構成員からの発案で、邑助けネットワークと名づけられて毎月会議を開催し、地域課題を共有し、住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報の集約等を行っているところであります。

少しずつではありますが、2025年を見据えて地域ケア会議等も活用しながら進めていけたらと思っています。

- ○小島幸典議長 塩井早苗議員。
- ○5番 塩井早苗議員 課長に何度も足を運んで出てきていただいているので、そこにずっといてく ださったほうがいいような、そんな感じでございますが、次のことに移りたいと思います。

地域ケア会議、またはいろいろ具体的なことが出てきました。その中で、この間から広報おうらでも読んで、さてできるだろうかと自分自身も考えたりしましたけれども、ボランティアポイント制度に対するそのほかの住民の方の興味というのは、どのような状態になっているでしょうか。住民の方の参加状態についてお話しいただけるとありがたいです。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 ボランティアポイント制度に対する住民の参加状況ということなのですが、こちらのボランティアポイント制度、通称はばたけポイント制度というふうに言っていますけれども、こちらに関しては、生きがいづくりや介護予防を応援するツールとして平成29年2月号の広報おうらに掲載し、普及啓発ということを図ってきているわけなのですけれども、内容としますと、ボランティアをやりたい方、してもらいたい方という2パターンで募集をかけております。

まず、町や包括支援センターが実施する介護予防教室や行政区が実施するふれあいサロンのお手 伝い、あとひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などのごみ出しの2項目というふうになっております。 介護予防教室等のお手伝いを希望し、登録してくださっている方に関しましては、現在のところ 15名の方がいらっしゃいます。そのうちの3名の方については、ごみ出しのお手伝いもできるというふうに言っていただいております。

こちらは個人的なお話になるのですけれども、またある行政区に関しましては、行政区独自で助け合い等の活動というものに取り組んでいきたいというようなお話もお伺いしております。

今度は、受ける側、ごみ出しをしてもらいたいという方なのですけれども、今までに4名の方がいらっしゃいました。ただ、こちらの方に改めて時間とか曜日とかの調整をということでご連絡を入れると、リハビリだと思って、まだちょっと自分で頑張ってみるからいいよなんていうようなお話があったり、実際に有料老人ホームのほうに入居なさったり、支援活動には結びついていないというのが現状です。これからも折を見て、このはばたけポイントについての周知を図っていけたらと思っております。

- ○小島幸典議長 塩井早苗議員。
- ○5番 塩井早苗議員 先ほどの答弁で、地域の協議体でその構成員から発案があったというのをムラタスケネットワークというふうにネーミングしたということですけれども、そこのことの活動をもう少し、ムラタスケでよろしいのですか、オラタスケ、邑助けネットワークでしたか、失礼しました。邑助けネットワークというこの発案をしてくださった方がいて、その活動がもう始まったので、そこのところの活動を具体的にお話しいただけますでしょうか。
- ○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 こちらの今ご質問がありました邑助けネットワークというものなのですけれども、邑楽町の「邑」、助け合う「助」という字に、それで邑助けというふうに読ませるというふうな形でネーミングがされています。

こちらなのですけれども、平成28年度から勉強会を開催いたしまして、その勉強会に参加した方の中から協議体というものを立ち上げるときに、その協議体の構成員として活動するという意思表示をしてくださった方がこちらの会員になっていらっしゃいまして、今現在26名いらっしゃいます。この方たちが月1回の集まりの中で、地域の中で感じたこととか問題に思っていること、それを解決していくにはどうしたらよいかということをご自身たちで考えていただいている現状となっています。

今のところなのですけれども、交流、居場所という問題、買い物という問題、あとは移動手段、 先ほどもちょっとありましたが、ごみ出し、認知症の見守り、あとは住環境、食事というふうない ろいろ問題に思っているというところが出てきています。

この中から、まずは交流、居場所ということに的を絞って、実際に住民主体、この方たちで運営 に向けて、どういうふうにすれば実際に運営ができるかということを具体的に考えているというふ うな状況になっております。

- ○小島幸典議長 塩井早苗議員。
- ○5番 塩井早苗議員 そうですね、そういうふうに呼びかけたことによって、26名の方たちがそういうボランティア活動ができるよと、それでまたその中でどういう手助けをしようかというのが、 その人たちの中で主体的に話されるというのはとてもいいことだと思います。ますますその活動を 町としても応援してやっていただきたいと思います。

私も父親が100歳で施設に入っていまして、移動手段がございません。車椅子でいつも動いているのですけれども、車椅子が載る車でないとどこにも行くことができないのです。いつも信仰していました秋葉様にお参りに行きたいのだと言うと、社会福祉協議会の車をお借りして、それで父親を迎えに行って、そのままゴロゴロゴロとこう介護用車両に乗せていったのですけれども、先回3月時点ぐらいで社協のその車が廃止になってしまいました。老朽化して、確かに部品もないということで、私たち2年ほど使っていたので、きっちりギャッチがかかるようにできたのですけれども、初めて使う方には本当に使えないのではないかなというふうな感じでした。

なかなか福祉車両を個人で持つというのも大変ですけれども、5年ぐらい、もっと6年、7年前 ぐらいのときは、親戚からいただいた介護車両で父親の送迎をしていました。だんだんそれが何回 オーバーホールしてもだめになってしまって、ある日真冬のときに父親を連れて外に出ていきまし たら、窓をピッとちょっとあけたのです。窓が今度あかなくなってしまって、後ろに乗っている父 親が息ができないというような大変なトラブルがあったので、その後はその車をなくしてしまいま したが、社協の車はすごく助かって借りていた事実がございます。

私のように借りていた人たちが社協のこのサービスがなくなってしまったら、今後はどうしているのだろうと思いまして、この間100歳の誕生のお祝いをしたときには、この邑助けネットワークはまだ存じ上げていなかったので、移動をしてくれるヘルパーの車、移動サービスをしてくれる車を頼みました。それは、そうしたら千代田町から邑楽町のあるお店に来るまでと、20分ぐらいかかるわけですけれども、それでまた送っていくので片道が八千何ぼぐらいかかったのです。これは、施設の利用料を払って、それでいてそういうふうにやって父親の、また介護を受けている人の楽しみをそこにプラスするときには大変なことがあるのだなというふうに感じました。でも、邑助けネットワークの方も、活動するからには資金やそういうお金が必要だと思いますけれども、一般の業者がそうやってやっている介護タクシーよりも、もうちょっと安い値段で、できればもっとみんなが自分の自由な時間にどこかに出かけられることができるのではないかなと感じた次第でございます。そんなふうなことを自分で経験していますので、ぜひこの邑助けネットワークの応援をお願いいたします。

では、次に移ります。在宅医療と介護連携の推進事業、河内課長が先回にもお答えしてくださいまして、1市5町の連携で始められたということですけれども、今その内容はどうなっているでしょうか、お願いいたします。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 在宅医療介護連携推進事業ということで、1市5町の連携で始めたものですけれども、こちらに関しましては、平成29年4月より館林市邑楽郡医師会事務局内へ医療と介護の連携拠点となる在宅医療介護連携相談センターたておうというものが開設されました。こちらの相談センターたておうに、町として在宅医療介護連携推進事業の事業項目、こちらに関しては8項目の事業があります。地域の医療、介護の資源の把握が一つ。在宅医療介護連携の課題と抽出の対応策の検討、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、医療、介護関係者の情報共有の支援、在宅医療、介護関係者に関する相談支援、医療、介護関係者の研修、地域住民への普及啓発、在宅医療、介護連携に関する関係市町村の連携といった8の事業項目全てに関しまして、こちらの相談センターたておうに委託をするということになっております。

具体的には、この相談センターたておうに在宅医療コーディネーターという方が1人おりまして、 専門職の相談窓口、多職種連携の推進、地域住民への啓発というものを行っているところでありま す。

- ○小島幸典議長 塩井早苗議員。
- ○5番 塩井早苗議員 在宅医療と介護連携推進事業、長い名前ですけれざも、相談センターたてお うというのが、館林市邑楽郡医師会の医師会館の中に開設されたということですね。このできたば かりなので、今後のこの活躍は見守っていきたいと思います。

今時点でその1カ所だけなわけですけれども、課題が何か半年間で見えてきたでしょうか。もし もありましたらお願いいたします。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 お答えいたします。

課題ということですけれども、現在この専任の相談員、在宅医療コーディネーターが1名と、医師会兼務の事務員という体制で運営しております。一つ一つの事業項目に対して、それぞれの課題というものはあるのですけれども、在宅医療介護連携の課題と抽出の対応策の検討だとか、在宅医療介護連携に関する関係市町村の連携、こちらに関しましては、こちらの在宅医療コーディネーターだけではやっていくことができませんので、多職種各団体だとか、地域包括支援センター、自治体の代表者といった方を構成員として協議会を発足させて取り組んでいく予定ということでございます。

1市5町と館林市邑楽郡医師会のますますの連携をとって事業の推進を図っていきたいと思っております。

○小島幸典議長 塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 では、よろしくお願いいたします。

では、認知症のことについて触れていきたいと思います。2人に1人は認知症になるだろうと言われていますけれども、ここに何人か、具体例を挙げてはいけません。私の目の前の人、または私かもしれないという、そういうようなパーセンテージのことを厚生労働省は出しております。

それで、認知症の施策の状況についてお聞きします。先回答弁があったのですけれども、認知症 地域支援推進員の配置をしますということを前課長がおっしゃっていたのですが、目途どおりに進 んでいるかどうか、その辺をお聞きします。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

[橋本恵子健康福祉課長登壇]

○橋本恵子健康福祉課長 お答えいたします。

認知症地域支援推進員に関してなのですけれども、平成29年、こちらに2名の職員が研修を修了いたしまして、認知症地域支援推進員として配置されているという状況があります。

平成29年5月に作成した認知症ケアパスというもの、こちらに関しては発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療、介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの、これが認知症ケアパスというふうになっているのですけれども、こちらを認知症の人やその家族、医療、介護関係者等の間で共有して、サービスが切れ目なく提供されるようにその活用を推進し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携の支援や、認知症の人やその家族等への相談支援を行うこととなっております。

- ○小島幸典議長 塩井早苗議員。
- ○5番 塩井早苗議員 今の答弁の中に認知症ケアパスという言葉がございましたけれども、そのことについてもうちょっと詳しくお話しください。
- ○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 お答えいたします。

認知症ケアパスというものなのですけれども、先ほどお話ししましたが、いつ、どこで、どのような医療介護サービスを受ければよいかというものを標準的に流れを示したものとなっております。

こちらに関しましては、認知症ガイドブックというものを作成しておりまして、こちらを見ていただくと、その大まかな流れというのがご理解いただけるような形になっております。包括支援センターや介護保険の窓口だとかケアマネジャー、事業所等へ配布して周知を行っていき、または区長や民生委員など、地域の皆さんへも情報提供をしていきたいと思っております。

○小島幸典議長 塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 認知症ケアパスについては、認知症ガイドブックをよく見てくださいという ことですね。

それでは、先回のことからまた引き続きなのですけれども、認知症初期集中支援チームというのをつくりますというふうにお答えがありました。現在のその活動状況はいかがでしょうか。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 認知症初期集中支援チームに関してなのですけれども、こちらに関しましては、医療、介護の専門職が家族の相談等によって、認知症が疑われる人や認知症の人、及びその家族を訪問して、必要な医療や介護の導入、調整、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立支援のサポートを行うというチームになっております。

こちら専門職であるサポート医の確保が町単独では困難なために、サポート医のいる医療機関、 こちらのほうへ委託ということを念頭に協議を進めておりまして、10月1日あたりには委託ができ る状況となっております。

- ○小島幸典議長 塩井早苗議員。
- ○5番 塩井早苗議員 10月半ばあたりに委託ができそうということですけれども、認知症の専門医はこの近隣にも、ちょっと遠いかもしれないのですけれども、何件かいらっしゃるので、本当にしっかりと私たちをサポートしてくれる方に委託できるといいなというふうに感じます。

あと、認知症のことについてですけれども、このサポートチーム、家族の相談があって初めて訪問という段階になるのかどうかということと、認知症かもしれないと気がつかない人とか、そういう家族に対してのフォローはどんなふうに考えているか教えてください。

○小島幸典議長 橋本健康福祉課長。

〔橋本恵子健康福祉課長登壇〕

○橋本恵子健康福祉課長 お答えいたします。

認知症かもしれないと気がつかない人や家族に対してのフォローということなのですけれども、 先ほどお話ししました認知症初期支援チームに関しましては、日ごろ包括支援センターのほうで相 談業務等は行っているのですけれども、あくまでもこちらでの対応が困難な場合に相談を受けて、 ちょっと対応が難しいというような方に対して早目に医療機関への受診へと結びつけていくものと いうことになりますので、相談があって初めて動くという形になります。

それ以外に家族に対してのフォローなのですけれども、総合相談機関として地域包括支援センターというものを設置しておりますので、こちらの地域包括支援センターに対しての一層の周知を図って、地域に浸透させていって、こちらのほうで相談をお受けできるような体制をとっていきたいと思います。

○小島幸典議長 塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 いろいろお答えいただいてありがとうございます。

この地域包括ケアシステムについては、町単独でというか、あと近隣の市町村と合議体でやっていくということもありますけれども、この構築に向けては町長の深い力が必要だと思うのですけれども、町長のほうの抱負なり、ご意見をお願いいたします。

○小島幸典議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議員のご質問の中で、特に地域包括ケアシステムの実現ということでありますけれ ども、これはまさに住みなれた地域で自分らしい生活、暮らしをしていく、それが人生の最後まで 続けることということは大変大事なことだというふうに思っております。

もちろん医療、介護、介護予防、それから住まい、生活支援が包括的に確保されるような、いわゆる地域包括ケアシステムの実現というのは、これは最も進めていかなければならないというふうに思っておりますし、また課長がるる申し上げましたけれども、充実に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、認知症の方への地域の問題でありますけれども、これは社会全体で取り上げていく問題、取り組んでいく問題だというふうに私は思っております。認知症高齢者等に優しい地域の実現には、行政はもちろんでありますけれども、民間、地域住民の方々がいろいろな面で主体的に取り組んでいくということが大切だというふうに思っておりますので、ぜひそういった形でこれからも進めていきたいというふうに思っています。

また、認知症の高齢者に優しい地域は、決して認知症の人だけに優しい地域だということであってはなりませんので、困っている方がいれば、その人の尊厳を尊重しつつ手助けをするというようなコミュニティーのつながりこそが基盤というふうになると思いますので、優しい地域づくりに向けて、職員とともに私も頑張っていきたいと、こんな思いでございます。

- ○小島幸典議長 塩井早苗議員。
- ○5番 塩井早苗議員 いいお返事をいただきましてありがとうございます。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、一丸となって頑張っていただきたい。私たちも応援できることをしていきたいと思います。

きょうの一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

◎延会について

○小島幸典議長 お諮りします。

本日の会議は以上にとどめ、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。 なお、あす7日は午前10時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣告

○小島幸典議長 本日はこれで延会します。お疲れさまでした。

〔午後 3時55分 延会〕